



ニューインディア保険会社の現状

2025年4月1日～2026年3月31日

NIA

The New India Assurance Co. Ltd.

2026

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド

目次

ご挨拶	1
ニューインディア保険会社の経営について	
経営指針	3
第5次中期経営計画(2025年度～2027年度)	3
お客さま本位の業務運営方針	4
お客さまの声への対応	4
1. お客さまの声に応える取組	4
2. お客さまの声の受付状況	5
3. 公平・中立な立場で対応する紛争処理機関について	5
2025年度事業概況	6
1. 代表的な経営指標	6
2. 経営の概況	7
3. 保険引受の概況	7
4. 主な保険種目別概況	7
5. 資産運用の概況	8
6. 対処すべき課題	8
7. 主要な経営指標等の推移	9
責任準備金・ソルベンシーの保険計理人による確認	9
リスク管理	10
1. リスク管理基本方針	10
2. リスク管理態勢	10
3. 危機事案への対応	10
コンプライアンス	11
1. 方針	11
2. コンプライアンス態勢	11
3. 行動規範	11
4. 個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバシーポリシー)	11
5. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	16
6. 反社会的勢力等に対する基本方針	17
7. 利益相反管理基本方針	17
監査・検査態勢	18
1. 内部監査	18
2. 外部監査・検査	18
商品・サービスについて	
主たる取扱保険商品	19
各種サービス	19
1. 自動車保険のロードサービス	19
2. 海外旅行傷害保険のアシスタンスサービス	19

保険募集・引受	20
1. 保険募集・引受	20
2. 契約締結の仕組み	20
3. 代理店について	21
保険金の支払	22
1. 事故発生から保険金支払までの流れ	22
2. 保険金支払管理態勢	22
日本支社組織図	23
店舗所在地一覧	24
損害調査拠点一覧	25
用語解説	26

業績指標等

保険事業の状況を示す指標等	27
経理の状況	36
1. 計算書類	36
2. 保険業法に基づく債権	40
3. 時価情報	41
4. その他	41
本社における経理の状況	42

保険金の支払能力の充実の状況

用語解説	45
保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 （単体ソルベンシー・マージン比率）	46
適格資本の額の構成に関する事項	47
所要資本の額の構成に関する事項	48
経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）	49
外国証券の種類別差異調整に関する事項	52
保険負債の商品別差異調整に関する事項	53
ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び 所要資本の額の感応度分析に関する事項	54
ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた 前提及び手法に関する事項	54
単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証 に係る手続並びに体制の概要	55

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。2025 年度の事業概況についてご報告いたします。

多くの課題に直面しながらも、2025 年度は過去 5 年間で最高の保険料収入を達成いたしました。特に火災保険や自動車保険といった主力商品において積極的な営業活動を継続した結果、保険料収入は着実に増加しました。特に火災保険分野では二桁成長を記録し、当社に対するお客様からの厚い信頼を実感しております。

経済の不確実性、リスクの多様化、そして急速な技術革新が進む環境下において、私たちは「予期せぬリスクからお客様をお守りする」という最も重要な使命に注力し続けてまいりました。厳格な引受管理（アンダーライティング）によってポートフォリオの質が向上し、保険金支払業務においても、迅速性、透明性、そして顧客本位の姿勢を強化いたしました。これらの改善は単なる業務上の進展にとどまらず、お客様が最も必要とされる時に寄り添うという私たちの強い決意を反映するものです。

2025 年度は、大規模な自然災害や重大事故の発生はありませんでした。私たちは、保険金を迅速かつ適切にお支払いするための様々な取り組みを実施してまいりました。またコンプライアンスの徹底や公正な保険金支払いを通じて、顧客本位の事業運営の実践にも注力しております。

過去 1 年を振り返るとともに、当社の将来を見据えた展望についても申し上げます。デジタル・オプションを拡充し、キャッシュレス決済の仕組みをさらに強化してまいります。自動車保険の保険金支払いを迅速化するため、書類の送付や承認手続きをオンラインで行えるデジタル・ソリューションの導入を計画しており、これにより処理時間が短縮され、お客様満足度の向上につながるものと考えております。

2026 年度の重点課題は明確です。それは、お客様との関係深化、コンプライアンスの更なる徹底、デジタル機能の拡充、引受業務の卓越性の維持、そして強靱かつ持続可能な事業の構築です。私たちは、「不確実な世界において、安心と安全を提供する」というシンプルな原則を指針として歩み続けてまいります。

この使命を全うできるのは、ひとえに日頃より私どもを温かく支えてくださるお客様のおかげです。日頃より温かいご支援とご愛顧をくださるすべてのお客様に、改めまして心より厚く御礼申し上げます。

また、日本全国の社員に対し、心より感謝の意を表します。彼らの献身的な姿勢、プロフェッショナルリズム、そしてお客様に尽くす姿勢こそが、当社の成功の原動力です。さらに、代理店、ブローカー、そしてビジネスパートナーの皆様の変わらぬご協力にも深く感謝申し上げます。

私たちはこれからも、すべての皆様のご期待にお応えできるよう、全社一丸となって邁進してまいります。引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

P. S. アモス・ビクター
日本支社代表 兼 CEO



We thank you for your continued patronage and would like to report on our business overview for FY2025.

We are glad to inform that, despite many challenges, our FY2025 performance has been better than the last 5 years. As a result of our continued active sales activities, mainly for our products like property and automobile insurance, the insurance premiums have steadily increased. Our property portfolio has registered double digit growth which shows the trust of our customers in our company.

In an environment shaped by economic uncertainty, evolving risks, and rapid technological change, our organization has remained focused on what matters most: protecting our customers from unforeseen risks. Our underwriting discipline has improved portfolio quality, and our claims operations have become faster, more transparent, and more customer-centric. These improvements are not just operational milestones; they reflect our commitment to being there when our customers need us most.

There were no significant natural disasters or large-scale accidents in FY2025. We have taken various steps to pay insurance claims promptly and appropriately. Our company has also focused on practicing customer-oriented business operations, through compliance, and fair payment of insurance claims.

As we reflect on the past year we would also look ahead to the future of our company. We will be reviving our cashless operations by adding additional digital options. For quicker motor claims settlement, we are planning to introduce a digital solution for online transmission of documents and approvals which will enable quicker turn around time which in turn will enhance customer satisfaction.

Our priorities for the coming year FY2026 are clear: deepen customer relationships, further strengthen compliance, expand digital capabilities, maintain underwriting excellence, and continue building a resilient and sustainable business. we remain guided by a simple principle: to provide security and peace of mind in an uncertain world.

We are able to fulfill this mission solely thanks to our customers, who warmly support us day in and day out. I would like to express my deepest and most sincere gratitude once again to all of our customers for your continued support and patronage.

I would also like to express my sincere appreciation to our employees across Japan. Their dedication, professionalism, and commitment to serving our customers are the driving force behind our success. Furthermore, I extend my gratitude to our agents, brokers, and business partners for their continued collaboration.

We will continue to work together as one team to meet the expectations of all our stakeholders. We kindly ask for your ongoing trust and confidence.

P.S. Amos Victor

Representative of Japan Branch and CEO

ニューインディア保険会社の経営について

経営指針

1. お客様に最大のご満足をいただくことを第一の目的として、保険商品・サービスの提供を行います。
2. 法令を遵守し、誠実かつ公正な企業活動に努めます。
3. 代理店をはじめとするビジネスパートナーの皆様との相互協力、および相互研鑽を通じて、相互の発展を図ります。
4. 自由闊達で活力あふれる企業風土を築きます。
5. インドと日本両国の経済交流および友好関係の発展に貢献します。

第5次中期経営計画（2025年度～2027年度）

1. 当社が目指す姿

お客さま本位の業務運営を実践し、着実な成長により収益を確保するとともに、事業環境の変化へ柔軟かつ適切に対応できる経営基盤を整備することで、日本のマーケットで持続可能（サステナブル）な事業基盤を構築する。

2. 重点戦略と戦術（取組の柱）

成長戦略	内部統制戦略
<重点戦略1>安定した収益の確保と維持	<重点戦略3>経営基盤の安定化
<戦術（取組の柱）>	<戦術（取組の柱）>
(1) 増収・増益に繋がる販売体制の整備と保険商品の開発、提供 (2) 適切な収支管理の実施 (3) 適正な保険引受、保険金支払の実施	(1) 最適な経営管理態勢の整備 (2) リスク管理態勢の強化 (3) コンプライアンスの徹底
<重点戦略2>お客さま本位の業務運営の実践	<重点戦略4>最適かつ安定した組織・要員体制の整備
<戦術（取組の柱）>	<戦術（取組の柱）>
(1) 基幹システム等の改修による業務の効率化、高度化の推進 (2) 業務品質、サービスレベルの向上 (3) 業務プロセスの最適化と生産性の向上	(1) 最適な組織・要員体制の構築 (2) 働きやすい社内環境の整備 (3) 安定した人材の確保と教育の推進

お客さま本位の業務運営方針

当社は経営指針に掲げるお客さまに最大のご満足をいただくことを実現するために、「お客さま本位の業務運営方針」を定め、全社員がお客さま本位の業務運営を実践するよう努めております。

■お客さま本位の業務運営方針

方針1：お客さまの声を活かす業務運営

◎当社は、お客さまの声を真摯に受け止め、誠実に対応し、お客さまに満足いただけるよう、業務運営および業務品質の改善・向上に努めます。

方針2：適切かつ迅速な保険金支払

◎当社は、保険金支払いが保険会社の最も重要な機能の一つであることを深く認識し、適切かつ迅速に保険金を支払う態勢を整備し、お客さまの立場に立った保険金支払いサービスの品質向上に努めます。

方針3：最適な保険商品・サービスの提供

◎当社は、お客さまのニーズに応える保険商品・サービスを提供するよう努めます。

方針4：分かりやすい情報提供

◎当社は、お客さまがご意向に沿った保険商品・サービスを選択することができるよう、重要な情報を分かりやすく提供いたします。

方針5：適切な利益相反管理

◎当社は、お客さまと利益相反が生じる可能性のある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に把握し管理することに努めます。

方針6：運営方針の浸透・定着に向けた取組み

◎当社は、社員および代理店が、常にお客さまの視点に立って行動し、信頼と期待にお応えできるよう、研修体系の整備や運営方針の浸透・定着に向けた取組みを推進してまいります。

お客さまの声への対応

1. お客さまの声に応える取組

お客さまの声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争等）に対して、全社員が迅速、誠実、真摯に対応することを実践しております。お客さまの声を真摯に受け止め、全社一体となって商品、サービス、業務品質の改善、向上に取り組んでおります。

なお、お客さまの声を幅広くお聞きする窓口を設置しております。

<お問い合わせ窓口>

ニューインディア保険会社 日本支社 お客様相談窓口

所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 22 階

電話番号：03-5326-7396

受付時間：9時30分～17時30分 *土日祝日、年末年始等を除く

ホームページ：<https://www.newindia.co.jp/>

2. お客様の声の受付状況

2025年度のお客様の声の受付状況とその主な内容は以下の通りです。

区分	申立内容	受付件数	
		2024 年度	2025 年度
I. 契約・募集に関するもの	商品内容（担保内容、契約規定等）	1	0
	契約更改手続き（継続漏れ・忘れ等）	2	1
	募集行為	0	3
	契約内容・条件などの説明不足・誤り	0	1
	契約の引受（制限・拒否等）	1	0
	保険料誤り・料率適用誤り	1	1
	接客態度	1	0
	帳票類（申込書・請求書・パンフレット等）	2	3
	その他（上記に該当しない契約・募集に関するもの）	0	2
	小計	8	11
II. 契約の管理等に関するもの	証券未着・誤り	1	2
	分割払い・口座引落し	1	0
	異動（手続き誤り・遅延、車両入替等）	0	0
	解約（手続き誤り・遅延、返戻保険料等）	0	0
	満期返戻（手続き遅延、満返金額等）	0	0
	接客態度	0	1
	その他（上記に該当しない契約管理に関するもの）	2	3
	小計	4	6
III. 保険金に関するもの	示談（認定）金額	0	0
	処理遅延・処理方法	0	4
	有無責	1	1
	接客態度	2	3
	その他（上記に該当しない保険金に関するもの）	0	2
	小計	3	10
IV. その他		2	2
合計		17	29

3. 公平・中立な立場で対応する紛争解決機関について

＜一般社団法人保険オンブズマン＞

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しております。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。
詳細は、同法人のホームページをご覧ください。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階

電話：03-5425-7963

受付時間：9時～17時（12～13時を除く） *土日祝日、年末年始等を除く

ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

＜一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構＞

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、公正・中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構が設置されております。

この機関は、国土交通大臣および金融庁長官の指定を受けたもので、自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）等のお支払いについて、弁護士・医師・学識経験者が、紛争の当事者に対して調停を行います。詳細は、同機構のホームページ（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）をご覧ください。

＜公益財団法人交通事故紛争処理センター＞

学識経験者および弁護士を構成員とする中立かつ独立の機関で、自動車保険の対人・対物賠償責任保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解の斡旋及び審査を行う機関です。詳細は、同センターのホームページ（<https://www.jcstad.or.jp/>）をご覧ください。

2025年度事業概況

1. 代表的な経営指標 (フロー面)

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
正 味 収 入 保 険 料	3,458 百万円	3,711 百万円	3,974 百万円
正 味 損 害 率	50.7%	56.2%	45.1%
正 味 事 業 費 率	45.2%	43.4%	43.6%
保 険 引 受 利 益	85 百万円	△270 百万円	△44 百万円
経 常 利 益	66 百万円	△343 百万円	△57 百万円
当 期 純 利 益	47 百万円	△359 百万円	△70 百万円

(ストック面)

項 目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
単体ソルベンシー・マージン比率			248.1%
総 資 産 額	6,764 百万円	6,721 百万円	7,378 百万円
純 資 産 額	1,763 百万円	1,403 百万円	1,333 百万円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	—	—	—
保 険 業 法 に 基 づ く 債 権	(1)破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	(2)危 険 債 権	—	—
	(3)三月以上延滞債権額	—	—
	(4)貸付条件緩和債権額	—	—
	(5)正 常 債 権	—	—
資 産 の 自 己 査 定 結 果	Ⅱ 分 類	—	—
	Ⅲ 分 類	—	55 百万円
	Ⅳ 分 類	—	—
	分類額計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）	—	55 百万円

※ 2025 年度のソルベンシー・マージン比率は、新基準（経済価値ベース）に基づき算出しております。

2. 経営の概況

2025年度の世界経済は、主要国における政権交代に伴う通商政策の変化や複数の深刻な地政学リスクに直面しつつも、緩やかな成長を維持しました。わが国の経済は、物価上昇や日銀による政策金利の追加引上げ実施などデフレ脱却が進む中、企業収益、設備投資が底堅く推移し、緩やかな回復基調を辿りました。

損保業界では、改正保険業法の2026年6月施行に向けて比較推奨販売のルール改正や過度の便宜供与に係る基準の策定等、引き続き保険市場の信頼確保と健全な発展に資する取組が進められました。また、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率ルールの2026年3月末本番導入等も踏まえ、資産ポートフォリオの見直し等資本効率向上のための取組が行われました。

当社の事業活動としましては、第5次中期経営計画（2025年度～2027年度）の初年度として、安定した収益の確保と維持、お客さま本位の業務運営の実践、経営基盤の安定化、最適かつ安定した組織・要員体制の整備の4点を重点戦略として取り組みました。

営業面では、主力商品である火災保険、自動車保険を中心とした前年度から進める料率改定の効果浸透とともに、企業分野等への積極的な営業活動を行い、大きな増収に繋がりました。収益面におきましても、適切なリスク選別の徹底と収支管理の強化に努めた結果、大規模自然災害の減少もあり、収支を改善することができました。

以上のような取組の結果、2025年度の業績は次のとおりとなりました。

主要指標として、経常収益については、保険引受収益が3,982百万円、資産運用収益が11百万円となった結果、前年度から257百万円増加し3,994百万円となりました。

一方、経常費用については、保険引受費用が3,233百万円、営業費及び一般管理費が813百万円となった結果、前年度から28百万円減少し4,052百万円となりました。

この結果、経常損失は57百万円となりました。

これに特別損益、法人税及び住民税等を加減した結果、前年度の純損失359百万円から当期純損失70百万円となりました。なお、単体ソルベンシー・マージン比率は248.1%と、十分な財務基盤を保持しております。

3. 保険引受の概況

保険引受収益のうち正味収入保険料は、3,974百万円（対前年度比7.1%増）となりました。

引受別では、元受正味保険料は5,041百万円（対前年度比9.7%増）、受再正味保険料は113百万円（同5.4%減）、出再正味保険料は1,180百万円（同17.5%増）となりました。

一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,594百万円（同14.5%減）、損害調査費は199百万円（同9.4%減）となり、正味損害率は45.1%（11.1ポイント減）となりました。

営業費及び一般管理費は、813百万円（同4.4%増）、諸手数料及び集金費が917百万円（同10.3%増）となった結果、正味事業費率は前年度から0.2ポイント増加し43.6%となり、合算率は88.7%になりました。

また、支払備金が203百万円増加し1,242百万円、責任準備金は317百万円増加して4,292百万円、よって、保険引受損失は44百万円（前年度270百万円の損失）となりました。

4. 主な保険種目別概況

（1）火災保険

正味収入保険料は、元受正味保険料の16.6%増収及び出再正味保険料の20.2%増加により、前年度から14.3%増収し1,554百万円となりました。また、正味損害率は、13.6ポイント低下し、17.3%となりました。

（2）海上保険

正味収入保険料は、前年度から2.5%減収し、81百万円となりました。

正味損害率は、26.5ポイント低下し、19.1%となりました。

(3) 傷害保険

正味収入保険料は、前年度から 11.1%減収し、149 百万円となりました。

正味損害率は、9.3 ポイント上昇し、49.3%となりました。

(4) 自動車保険

正味収入保険料は、前年度から 2.1%増収し、1,472 百万円となりました。

正味損害率は、10.5 ポイント低下し、70.7%となりました。

(5) 自動車損害賠償責任保険

正味収入保険料は、前年度から 0.2%減収し、99 百万円となりました。

正味損害率は、3.1 ポイント上昇し、117.4%となりました。

(6) その他の保険

その他の保険は、賠償責任保険、動産総合保険などが主なものですが、正味収入保険料は、前年度から 10.5%増収し、617 百万円となりました。

正味損害率は 4.2 ポイント低下し、45.1%となりました。

5. 資産運用の概況

資産運用は、銀行預金と日本国債を中心に、安全性・堅実性最優先の観点から運用に努めてまいりました。その結果、2025 年度末の総資産は 7,378 百万円、運用資産は 6,538 百万円となりました。

運用資産を主な項目別に見ますと、預貯金 6,327 百万円（総資産額の 85.8%）、有価証券 198 百万円（同 2.7%）となり、高い流動性資産比率を維持しております。

その内容は、優良銀行への定期性預金および安全でかつ中長期的に収益を確保できる満期保有を目的とする日本国債になります。

このような運用方針のもとに運用を実施した結果、低金利が継続する運用環境のもと、当期の利息および配当金収入は前年度から 40.4%増加し、19 百万円となりました。

6. 対処すべき課題

損害保険業界では、保険料調整行為や保険金不正請求、個人情報漏えい事案等を招いた構造的課題の抜本的な是正に向けた取組みが進められており、当社においても、これらを踏まえたコーポレート・ガバナンスの強化が急務となっております。また、自然災害の激甚化・頻発化に加え、物価上昇（インフレ）に伴う事故復旧コストの高騰など、当社の損益に多大な影響を及ぼす経営上の重要リスクを適切に管理することが不可欠です。さらに、社会や顧客ニーズの変化に迅速に対応し、安定した収益の確保とお客さま本位の業務運営を定着させ、持続可能な事業基盤を確立していくことが求められております。

これらに向けて、コンプライアンスの徹底と持続可能な事業構造の構築に注力するとともに、業務品質向上とお客さま本位の業務運営を実践することで、お客さまをはじめとする関係者各位の信頼獲得に全社挙げて取り組んでまいります。

加えて国際マーケットにおいて 100 年以上にわたり信頼と実績を積み重ねるインド国最大規模の損害保険会社の日本支社として、損害保険サービスの提供のみならず、日印の友好関係をより緊密にする架け橋となることも使命と認識し、引き続き社員一同最善を尽くしてまいります。

7. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
正味収入保険料 (対前期増減(△) 率)	3,558 (7.2%)	3,560 (0.1%)	3,458 (△2.9%)	3,711 (7.3%)	3,974 (7.1%)
経常収益 (対前期増減(△) 率)	3,579 (△3.1%)	3,582 (0.1%)	3,466 (△3.3%)	3,736 (7.8%)	3,994 (6.9%)
経常利益 (対前期増減(△) 率)	156 (△64.0%)	△22 (－%)	66 (－%)	△343 (－%)	△57 (△83.3%)
当期純利益 (対前期増減(△) 率)	67 (△83.4%)	△51 (－%)	47 (－%)	△359 (－%)	△70 (△80.4%)
資本金	－	－	－	－	－
発行済株式の総数 (単位千株)	－	－	－	－	－
純資産額	1,767	1,715	1,763	1,403	1,333
総資産額	6,386	6,682	6,764	6,721	7,378
責任準備金残高	3,276	3,579	3,648	3,975	4,292
貸付金残高	－	－	－	－	－
有価証券残高	200	200	200	200	198
単体ソルベンシー・マージン比率	－	－	－	－	248.1%
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数	88人	97人	100人	95人	109人

- ※1. 当社は積立型保険の販売をしておりませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでおりません。
2. 2025年度のソルベンシー・マージン比率は、新基準（経済価値ベース）に基づき算出しております。

責任準備金の保険計理人による確認

保険業法第199条において準用する同法第121条第1項第1号に基づき、地震保険契約および自賠責保険契約を除く全ての保険契約に係る責任準備金について、健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを、日本における保険計理人が確認しております。

なお、第3分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号の規定に基づいて行うストレステストおよび、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に基づいて行う負債十分性テストの対象となる保険契約がないことを合わせて確認しております。

リスク管理

1. リスク管理基本方針

社会・経済の複雑化、デジタル技術の革新、気候変動などに伴い、事業環境は刻々と変化しており、当社の経営上のリスクは多様化・巨大化しております。

当社では、財務の健全性の確保および適切な業務運営を確保するために、種々のリスクを的確に把握、評価し、適切に管理することを重要な経営課題として、リスク管理基本方針を制定し、リスク管理を推進しております。

2. リスク管理態勢

当社では、各部門が所管するリスクに対する理解と認識を深めるとともに、毎年の環境変化等を踏まえ想定される重要リスクを洗い出し、適切な対応策を講じております。また、総合的にリスクを把握・分析・評価・管理するため、リスク管理委員会および統合リスク管理部門（経営管理部）を設置し、下記の主なリスクを横断的に管理しております。

そのうえで、保険引受や資産運用などの事業活動に伴うリスク量を計測し、経済価値ベースで資本の充足状況を検証するとともに、大規模自然災害などストレス発生時の影響もストレステストで評価・確認しております。

<主なリスク>

①保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいい、一般保険引受リスク、巨大リスク、自然災害リスク、再保険リスク等が含まれます。

②資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、保険会社が損失を被るリスクをいい、市場リスク、信用リスク等が含まれます。

③流動性リスク

流動性リスクとは、保険料収入の減少や巨大災害での資金流出等による資金繰りの悪化や市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより保険会社が損失を被るリスクをいい、資金流動性リスク、市場流動性リスク等が含まれます。

④オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務プロセス、役職員・保険募集人および外部委託先の活動、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または災害等の外生的事象に起因する損失に係わるリスクをいい、事務リスク、システムリスク、情報リスク、法務リスク、有形資産リスク、人事リスク、風評リスク等が含まれます。

3. 危機事案への対応

事業継続に影響を与える危機事案に対しては、事業継続計画（BCP）を策定しております。

コンプライアンス

1. 方針

金融機関としての社会的・公共的使命の遂行と基本的人権の尊重を信条とし、社会的に信頼される存在であり続けるため、自己責任原則に基づき、健全かつ適切な業務運営を遂行するべく、企業倫理の確立ならびに法令等遵守態勢を構築し、全役職員に対しコンプライアンスを徹底します。

2. コンプライアンス態勢

当社のコンプライアンス態勢を統括し、コンプライアンス推進体制の整備および維持向上を図る部門として、コンプライアンス推進室を設置しております。また、各部・支店にコンプライアンス推進責任者（個人データ管理責任者兼務）およびコンプライアンス推進リーダー（個人データ管理者兼務）を設置し、コンプライアンス上問題となる行為の早期発見および未然防止活動が適宜実施される態勢を構築しております。

コンプライアンスの徹底のため、コンプライアンスプログラム、コンプライアンス・マニュアルの策定、各種研修等を実施しております。また、組織的または個人的な法令等違反行為、不適切な行為等があった場合は、直接会社に相談、通報することで不正行為等の早期発見と是正をはかる制度（内部通報制度）を設けております。

3. 行動規範

業務を遂行するうえで当社役職員が取るべき行動がコンプライアンス上問題ないか確認する際の指針となります。次の事項について詳細を定めております。

- ①法規制および社内ルールの遵守
- ②基本的人権の尊重
- ③顧客情報保護・機密情報の管理
- ④反社会的勢力との関係排除
- ⑤AML/CFT（マネロン・テロ資金供与の禁止）
- ⑥贈収賄の禁止
- ⑦健全で安全な職場環境の維持・推進
- ⑧会社資産の保護
- ⑨文書等の適切な作成・管理

4. 個人情報の取扱いに関する基本方針（プライバシーポリシー）

個人情報の取扱いに関する当社の方針を明示するため、「個人情報の取扱いに関する基本方針（プライバシーポリシー）」を定めております。

■個人情報の取扱いに関する基本方針（プライバシーポリシー）

ニューインディア保険会社日本支社（以下当社）は、お客さまの信頼をもととする損害保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報の適正な取扱いを実践いたします。

※本基本方針において「個人情報」および「個人データ」は、特定個人情報等を除くものをいいます。特定個人情報等の取扱いについては、後述「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」が適用されます。

個人情報取扱事業者の名称、所在地および代表者の氏名：<https://www.newindia.co.jp/company/>

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で適法かつ公正な手段で個人情報を取得・利用いたします。当社は、主に保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の引受・維持・管理
- ②保険金・給付金等の支払い
- ③当社が有する債権の回収
- ④再保険契約の締結・通知・再保険金の請求等
- ⑤関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理
- ⑥当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの開発・充実
- ⑦従業員の採用・管理、代理店等の新設等・維持・管理
- ⑧与信の判断・与信後の管理
- ⑨市場調査・データ分析・アンケート実施等、その他保険事業に関連・付随する業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの安全管理措置

当社は、個人情報総括責任者を定め、個人データの漏えい・滅失・毀損の防止および個人データへの不当なアクセス防止のために、次の安全管理措置を講じ、これを遵守いたします。

①個人情報の取扱いに関する基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「苦情・相談の窓口」等について、本個人情報の取扱いに関する基本方針で公表し、必要に応じて見直しています。

②個人データの取扱いに係る規程類の整備

個人データの取得、利用、提供等の取扱い方法等を定めた規程やマニュアルを策定しています。

③組織的安全管理措置

個人情報保護管理体制を適切かつ効果的に運用するため個人情報の取扱いに関する総括的な責任を有する個人情報総括責任者を設置するとともに、各部門の長は、個人データ管理責任者として、自部門における個人情報の一切の取扱いの責任を有するものとし、自部門内で取り扱う個人データを台帳で管理するなど、適切に利用、管理する態勢を整備しています。

万が一個人データの漏えい・滅失・き損等が発生した場合またはそのおそれがある場合の報告体制を整備し、迅速な調査と被害拡大防止に努めています。

個人データの取扱状況について、定期的に自主点検を実施するとともに、内部監査室による監査を実施しています。

④人的安全管理措置

従業員から個人情報保護を含む機密保護に関する誓約書を取付けるとともに、従業員への安全管理義務の周知徹底と定期的な研修を実施しています。

⑤物理的安全管理措置

個人データを取扱う部門における入退室管理、施錠管理等の物理的保護措置を実施しています。

また電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止策を実施しています。

⑥技術的安全管理措置

情報システムを使用して個人データを取扱う場合、適切なアクセス制御を行っています。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

⑦委託先の監督

外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制をあらかじめ確認したうえで委託し、委託後も委託先の業務遂行状況を監督いたします。

⑧外的環境の把握

個人データを取り扱う外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施しています。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供する場合があります。
- ①法令等に基づく場合
 - ②業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
 - ③損害保険会社間で共同利用する場合
 - ④自動車損害賠償保障法に基づく適正な支払い等に必要な場合
 - ⑤国土交通省へ原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険契約者情報を提供する場合
 - ⑥代理店等情報確認業務及び代理店試験に係る合格者情報の照会業務に係る場合
 - ⑦再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（個人番号および特定個人情報を含みます。）の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- ①保険契約の募集に係る業務
- ②損害調査に関わる業務
- ③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- ④保険契約の付帯サービスの提供に係る業務

6. 個人データの共同利用

(1) 損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ、または損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

◇一般社団法人日本損害保険協会のホームページ：<https://www.sonpo.or.jp/>

◇損害保険料率算出機構のホームページ：<https://www.giroj.or.jp/>

(2) 国土交通省への個人データの提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

◇国土交通省ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>

(3) 代理店等情報確認業務について

当社は、代理店等情報確認業務および代理店試験に係る合格者情報の照会対応業務に利用するため、一般社団法人日本損害保険協会へ代理店情報等および代理店試験合格者情報を同協会へ提供し、同協会を管理者として同協会との間で共同利用いたします。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

◇一般社団法人日本損害保険協会のホームページ：<https://www.sonpo.or.jp/>

7. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（個人であるご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）

から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

9. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

10. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人の情報）を作成する場合には以下の対応を行います。

- ・法令等で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・仮名加工情報を作成したとき、または仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の安全管理措置を講ずること

(2) 個人情報である仮名加工情報の取扱いについて

当社は、仮名加工情報を取扱う場合には以下の対応を行います。

- ・法令に基づく場合を除くほか、前記記載（2.個人情報の利用目的）の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名個人情報を取扱わないこと
- ・仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは遅滞なく消去するように努めること
- ・法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しないこと
- ・元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- ・元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと

11. ご契約内容、事故に関するご照会

お客さまのご契約内容・事故に関するご照会につきましては、保険証券に記載の、または最寄りの当社営業店、事故相談窓口・代理店にお問い合わせください。

ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

12. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データ（個人番号および特定個人情報を含みます。）に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

ニューインディア保険会社 日本支社 お客様相談窓口

所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 22 階

電話番号：03-5326-7396

受付時間：9:30～17:30 ※土日祝日を除く

ホームページ：<https://www.newindia.co.jp/>

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、ご本人の意向を確認したうえで書面、電磁的記録等の方法で回答します。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。ご請求手続きの詳細は以下をご参照ください。

(1) 開示等請求手続

①ご請求に必要な書類等

開示等請求をご希望される場合には、当社所定の請求書をお送りしますので、ご記入のうえ上記お問い合わせ先にご提出ください。また、ご請求者をご本人であることを確認させていただくため、以下の書類もあわせてご提出ください。

<ご請求者をご本人の場合>

印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本、または、運転免許証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写しのいずれか一つ

<ご請求者が代理人の場合>

以下の全てをご提出ください。

- ・当社所定の委任状（全てご本人による直筆で、実印が押されているもの）
- ・ご本人の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本
- ・代理人の身分を証明する次の書類のうち、いずれか一つ（印鑑登録証明書の正本、運転免許証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写し、後見開始審判書の写し、成年後見登記事項証明書の写し等、代理人本人であることが確認できるもの）

②手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料をご負担いただきます。当社へ開示等請求に係る必要書類をご郵送いただく際に、1,000 円分の郵便切手を同封してください。手数料が同封されていなかった場合、または不足していた場合には、当社よりその旨ご連絡しますが、所定の期間内にお支払していただけない場合には、請求がなかったものとして対応させていただきます。

(2) 回答について

ご請求いただきました場合、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、後日、ご本人の意向を確認したうえで、書面、電磁的記録等で回答します。代理人によるご請求の場合であっても、法定代理人による場合を除き、ご本人に対してご回答いたします。

なお、開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求の全部または一部に応じることができない場合があります。その場合にはその理由を付して回答いたします。

13. 個人情報の取扱いに関するご相談の窓口

当社の個人情報に関する取扱や保有個人データに関するご照会・ご意見・ご相談・苦情は、上記12. と同じ窓口にご連絡ください。

なお、当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会でも対象事業者の個人情報の取扱いに関するご相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人保険オンブズマン

所在地：〒150-0001 東京都港区虎ノ門 3-20-4 虎ノ門鈴木ビル 7階

電話番号：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・年末年始等を除く

ホームページ：https://www.hoken-ombs.or.jp/

14. 個人情報保護に関する取扱方針、取組内容の継続的改善

当社は、個人情報保護強化のため、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取扱内容の見直しと改善を継続的に実施いたします。

5. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当社は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めています。

■特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当社は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

1. 事業者の名称、所在地および代表者の氏名

ニューインディア保険会社 日本支社：https://www.newindia.co.jp/company/

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、この政令、省令および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」ならびに「個人情報保護に関する法律」等を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および指定個人情報の安全管理措置に関して別途「特定個人情報取り扱い規程」を定め、適切な取扱いの管理と十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等に関するご請求

個人情報保護法に基づく個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等に関するご請求については、前述「個人情報の取扱いに関する基本方針」の12.をご覧ください。

5. 特定個人情報等に関するご相談の窓口

当社の特定個人情報等の取扱いに関するご照会・ご意見・ご相談・苦情は、下記の窓口にご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

ニューインディア保険会社 日本支社 お客様相談窓口

所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 22階

電話番号：03-5326-7396（大代表）

受付時間：9:30～17:30 ※土日祝日を除く

ホームページ：https://www.newindia.co.jp/

なお、当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会でも対象事業者の個人情報の取扱いに関するご相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人保険オンブズマン

所在地：〒150-0001 東京都港区虎ノ門 3-20-4 虎ノ門鈴木ビル 7階

電話番号：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・年末年始等を除く

ホームページ：https://www.hoken-ombs.or.jp/

6. 反社会的勢力等への対応について(反社会的勢力等に対する基本方針)

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、「反社会的勢力等に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

■反社会的勢力等に対する基本方針

- ①反社会的勢力等による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ②反社会的勢力等による不当要求に対し、会社全体として対応すると共に、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ③反社会的勢力等による不当要求に備えて、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
- ④反社会的勢力等とは、取引を含めた一切の関係を遮断いたします。
- ⑤反社会的勢力等による不当要求が、事業活動や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、その事実を隠蔽するための反社会的勢力等との裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等に対する資金提供は絶対に行いません。

7. 利益相反管理基本方針

当社は、当社の業務に関するお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するために、「利益相反管理基本方針」を定めて対応を行います。

■利益相反管理基本方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の業務に関するお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

上記の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行いたします。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

この方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社が行う取引に伴い、当社の業務に係るお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を言います。

- (2) 対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、当社では利益相反のおそれのある取引を下記のとおり類型化しております。

取引類型	当社とお客様	お客様と他のお客様
利害対立型	当社とお客様の利害が対立する取引	当社のお客様同士の利害が対立する取引
競合取引型	当社とお客様が競合する取引	当社のお客様同士が競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて取得したお客様の情報を不当に利用して、当社が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて取得したお客様の情報を不当に利用して、他のお客様が利益を得る取引
取引類型	当社とお客様	お客様と他のお客様

4. 管理プロセス

利益相反取引発生未然防止を図るため、以下の通りに利益相反取引を一元的に把握し、適切な管理を実施いたします。

(1) 報告

当社は、お客様との取引において利益相反のおそれがあると判断した場合は、遅滞なく当社の利益相反管理統括部署に報告します。

(2) 利益相反取引の特定

当社の利益相反管理統括部署は、報告を受けた取引について、お客様の利益が不当に害するか否かの観点から検証し、管理する必要のある取引を特定します。

(3) 管理方法

当社の利益相反管理統括部署は、想定される利益相反の内容に応じて、次の管理方法を選定します。

- ①お客様との取引を行う部門の情報遮断（情報共有先の制限）
- ②お客様との取引の条件または方法の変更
- ③お客様との取引の中止
- ④利益相反のおそれがあることのお客様への開示（お客様の同意を必要とする場合があります。）
- ⑤その他お客様の保護を適正に確保する方法

監査・検査態勢

1. 内部監査

「金融機関の内部監査の高度化」の趣旨を踏まえ、内部監査計画において、リスクアセスメント結果や経営戦略に伴うリスク変化に基づく監査テーマの選定を行うとともに、オフサイト・モニタリングなどを活用して適時に計画の見直しを実施しております。

準拠性のみではなくフォワードルッキングな内部監査を実施し、内部統制およびリスク管理態勢の有効性を検証しております。

2. 外部監査・検査

会計監査人による外部監査や、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けております。

商品・サービスについて

主たる取扱保険商品

■自動車保険

自動車保険（業務用）
NIA 自動車保険（個人用）

■火災保険

普通火災保険
住宅火災保険
住宅総合保険
店舗総合保険
地震保険
店舗休業保険
企業費用・利益総合保険
利益・営業継続費用保険

■傷害保険

傷害保険
家族傷害保険
交通事故傷害保険
ファミリー交通傷害保険
所得補償保険
こども総合保険
海外旅行傷害保険
国内旅行傷害保険

■新種保険

動産総合保険
労働災害総合保険
機械保険
組立保険
建設工事保険
土木工事保険
盗難保険
ガラス保険
運送保険
テナント総合保険

■賠償責任保険

賠償責任保険（一般用）
賠償責任保険（個人用）
ゴルフ保険

■自賠責保険

自動車損害賠償責任保険

■海上保険

船舶保険
貨物保険

各種サービス

1. 自動車保険のロードアシスタンスサービス

ノンフリート契約で対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害保険をセットでご契約のお車及びフリート契約のお車のお客さまに、以下のロードサービスを提供しております。

- レッカーサービス（事故・故障により自力走行不能時のレッカーけん引等）
- 緊急・応急修理サービス（現場における故障、トラブルの緊急処置および応急修理）
- 宿泊先、帰宅手段等の案内（実費はお客さまのご負担）

<ロードアシスタンスサービス受付窓口>

電話番号: 0120-222-759 24時間 365日対応

2. 海外旅行傷害保険のアシスタンスサービス

海外旅行傷害保険にご加入のお客さまに、海外からの事故受付、最寄りの医療機関紹介、事故対応の相談等のサービスを日本語で提供しており、詳細は次のとおりです。

- キャッシュレスサービス（提携医療機関におけるキャッシュレスによる受診手配）
- 救急医療サービス（医師の派遣、病院への救急搬送、日本への移送、救援者の渡航、宿泊手配等）
- 医師・病院紹介サービス（日本人医師による診療可能な病院の紹介）

<海旅アシスタンス受付窓口>

電話番号: (81)-3-3344-0041（コレクトコールの利用も可能） 24時間 365日対応

保険募集・引受

1. 保険募集・引受

(1) 募集体制

当社は、全国 11 カ所の営業店及び 576 の代理店（2026 年 3 月末時点）により、保険商品の販売、引受を行っております。

(2) 勧誘方針

当社は「金融商品サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づいて、勧誘方針を策定しております。

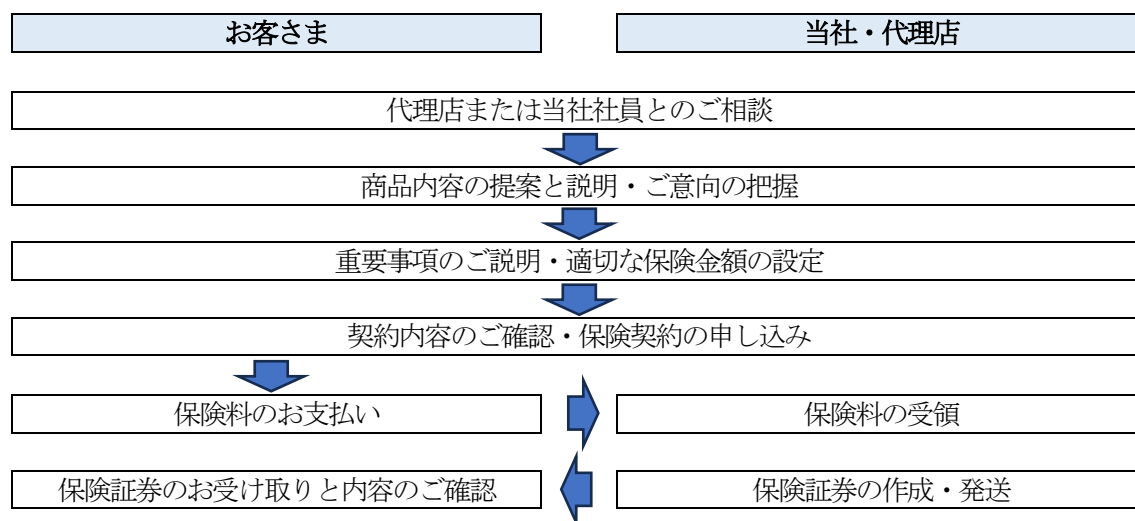
■勧誘方針

1. 保険商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売に関する法律、消費者契約法、個人情報保護に関する法律、その他各種法令等を遵守します。
2. お客様の商品に関する知識、経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った適切な商品の販売および適切な募集に努めます。
3. お客様への商品説明等については、保険商品の重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。
4. お客様にご迷惑をおかけする時間帯、場所、方法での勧誘はいたしません。
5. お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利・利益の保護に配慮してまいります。
6. お客様のご意見等を商品の販売活動に活かしてまいります。
7. 万が一、保険事故が発生した場合におきましては、お客様の保険金請求にあたり迅速かつ適切な処理をするよう努めます。
8. 適正な業務を遂行するために、社内体制の整備、関係法令や商品に関する知識の習得に努めます。

2. 契約締結の仕組み

(1) 契約手続きの流れ

代理店または当社社員が、お客さまから提出された申込書が適正であることを確認し、受理した時点で契約が成立します。成立までの手順は、具体的には次のようになります。



(2) クーリングオフについて

保険期間が 1 年を超える個人向け契約（個人事業主が事業のために締結する契約は除く）については、クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）があります。契約をお申込みいただいた日またはクーリングオフを説明する書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて 8 日以内であれば、契約申込みの撤回または解除を行うことができます。

以下の窓口の他に、メールでも承っております。

＜クーリングオフのお問い合わせ窓口＞

ニューインディア保険会社 日本支社 クーリングオフ担当

所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 22 階

電話番号：03-5326-7396

受付時間：9時30分～17時30分 *土日祝日、年末年始等を除く

ホームページ：<https://www.newindia.co.jp/>

3. 代理店について

(1) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行うほか、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまをさまざまな危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

当社では、「損害保険代理店委託契約書」を取り交わした上で、代理店に以下のような業務を委託しております。

- ①保険契約の締結
- ②保険契約の変更・解除等の申し出の受け付け
- ③保険料の領収または返還
- ④保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の目的の調査
- ⑥保険事故発生時の保険会社への通知、被保険者への保険金請求手続きの援助等
- ⑦保険契約の維持・管理に関連する事項、その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

(2) 代理店の管理・指導

当社は業務委託している代理店の体制整備や保険募集等の適切性について、日常的な教育、管理、指導に加え、代理店監査等を通じて検証し、課題等が認められた場合には、期限を定めて改善を求めるなど、代理店の管理、指導を行っております。具体的な取組内容は以下の通りです。

①代理店業務実態調査

毎年1回、全代理店を対象に保険募集管理および顧客保護の態勢などの項目について検証を行っております。併せ、代理店による自己点検の実施を通じて、代理店自らPDCAを回して業務改善に繋げることを促すとともに、点検結果を検証するようにしております。

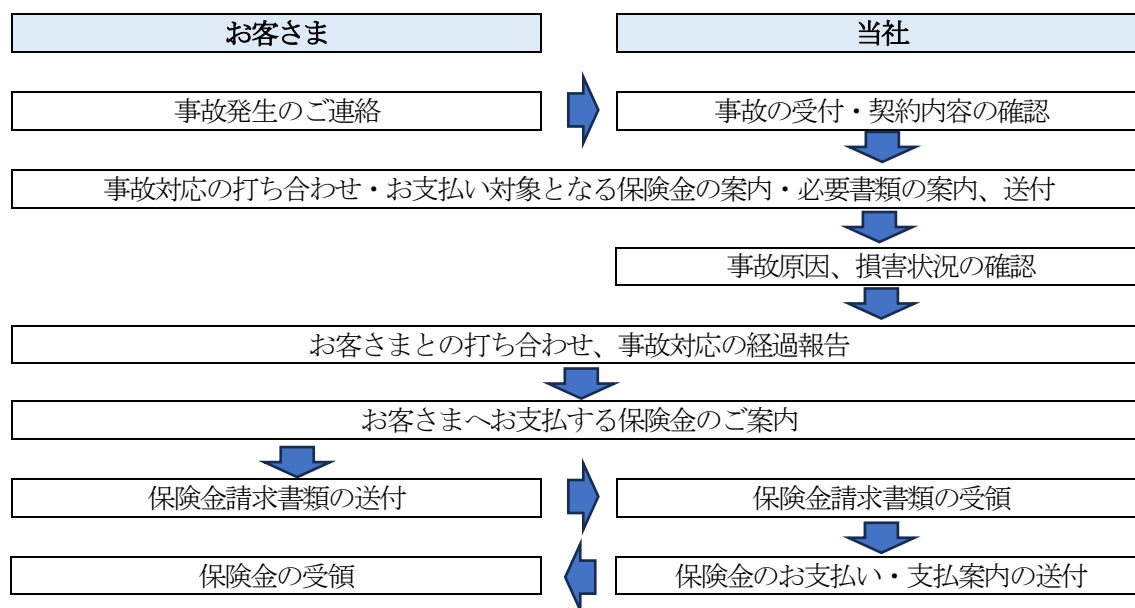
②代理店向けコンプライアンス研修

代理店に対する教育として、主要なテーマを選定して、毎年コンプライアンス研修を行い、コンプライアンスの徹底をはかっております。

保険金の支払

1. 事故発生から保険金支払までの流れ

当社では6カ所の損害サービスセンターを設置し、事故受付から保険金支払まで、適切にプロセス管理を行い、適時・適切に保険金をお支払いする態勢を整備しております。



なお、夜間・休日の自動車事故の受付体制を整備しております。

<夜間・休日の自動車事故受付窓口>

電話番号：0120-117-438 （平日）午後5時～翌朝午前9時 （土・日・祝日）24時間

【保険金のお支払いに必要な書類】

事故の形態によって必要な書類は異なります。以下の書類以外にもご提出をお願いすることがあります。

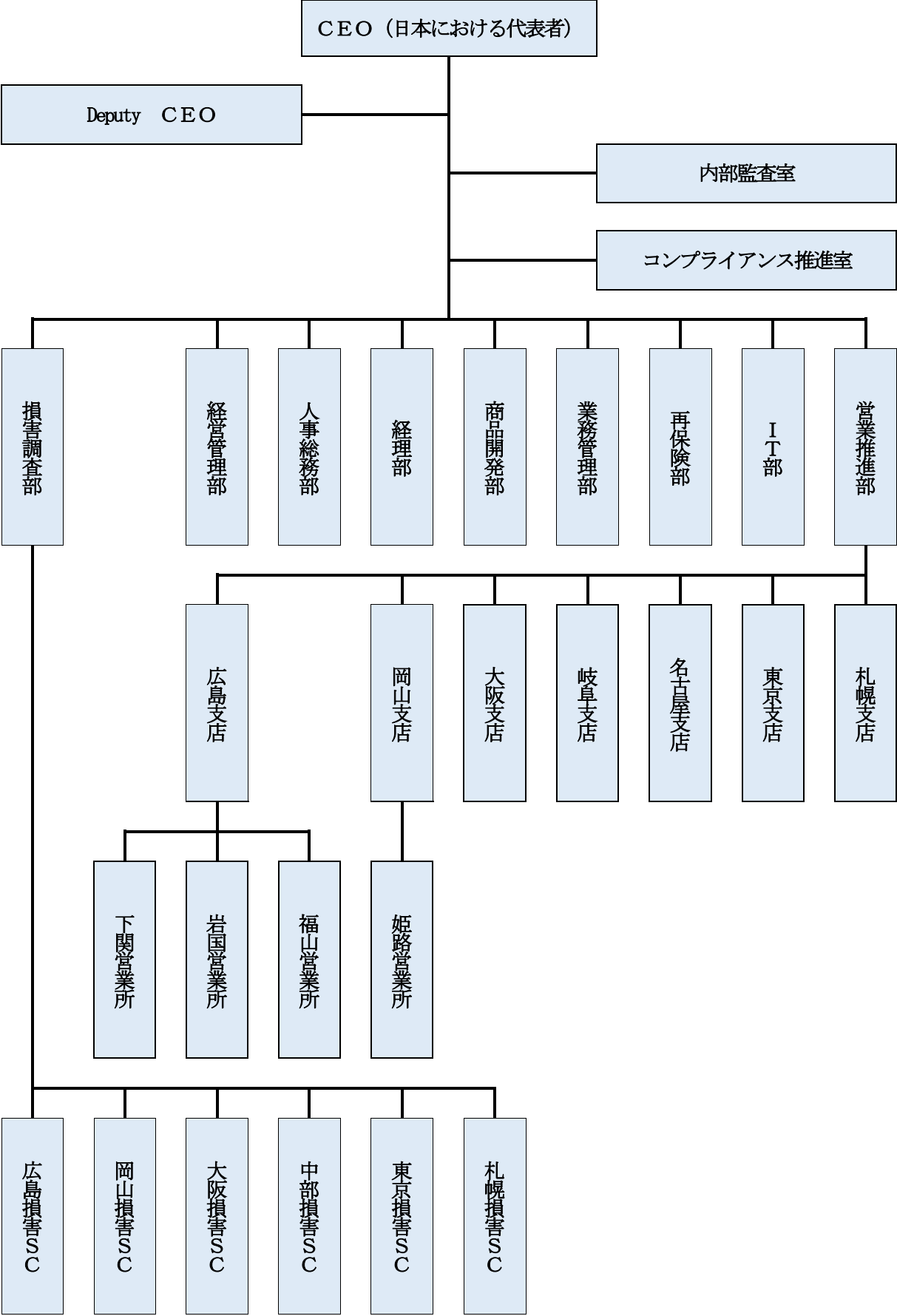
自動車保険	自賠責保険	火災保険	傷害保険
保険金請求書※ 交通事故証明書 事故発生状況報告書 示談書 <人身事故の場合> 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証 <物損事故の場合> 修理費用見積書 写真	保険金請求書 交通事故証明書 事故発生状況報告書 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証 印鑑証明	保険金請求書※ 事故内容報告書 印鑑証明書 建物登記簿謄本 損害の見積書 写真	保険金請求書※ 診断書 印鑑証明書 交通事故証明書 同意書 交通事故証明書 住民票

※一定の事案については、保険金請求書をご提出いただくことなく保険金をお支払いするサービスを実施しております。

2. 保険金支払管理態勢

保険金支払検証の中核を担う保険金経営委員会で保険金不払い、減額、留保事案の検証を行うとともに、高額事案や訴訟事案の対応状況、履行期管理の状況等を確認し、迅速かつ適正な保険金の支払に繋げております。

日本支社組織図



※SC：サービスセンターの略

2026年9月現在

店舗所在地一覧

店舗	郵便番号	所 在 地	電話	F A X
日 本 支 社	〒160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル	03-5326-7396 (代)	03-5326-7211
東 京 支 店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル	03-5326-7234 (代)	03-5326-7211
札 幌 支 店	〒060-0062	札幌市中央区南 2 条西 9-1-2 サンケン札幌ビル	011-231-2081 (代)	011-281-4127
名 古 屋 支 店	〒450-0002	名古屋市中村区名駅 2-38-2 オーキッドビル	052-533-9961 (代)	052-533-9963
岐 阜 支 店	〒500-8842	岐阜市金町 8-1 フロンティア丸杉ビル	058-207-0021 (代)	058-207-0023
大 阪 支 店	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町 1-6-27 ヨシカワビル	06-6262-5471 (代)	06-6262-6331
岡 山 支 店	〒700-0984	岡山市北区桑田町 18-28 明治安田生命 岡山桑田町ビル	086-225-0581 (代)	086-225-6793
姫 路 営 業 所	〒672-8040	姫路市飾磨区野田町 127 高田姫路南ビル	079-285-0214 (代)	079-285-0772
広 島 支 店	〒730-0041	広島市中区小町 3-19 リファレンス広島小町ビル	082-243-7821 (代)	082-241-0273
福 山 営 業 所	〒720-0801	福山市入船町 1-5-22 福山イーストスクエア	084-973-3121 (代)	084-973-3123
岩 国 営 業 所	〒740-0018	岩国市麻里布町 3-16-9 和光麻里布レジデンス五番館	0827-24-0835 (代)	0827-24-0836
下 関 営 業 所	〒751-0875	下関市秋根本町 2-10-14 スカイビル	083-256-2333 (代)	083-256-3550

2026年9月現在

損害調査拠点一覧

店舗	郵便番号	所 在 地	電話
札幌損害サービスセンター	〒060-0062	札幌市中央区南2条西9-1-2 サンケン札幌ビル	011-231-2081
東京損害サービスセンター	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル	03-5326-7627
中部損害サービスセンター	〒450-0002	名古屋市市中村区名駅2-38-2 オーキッドビル	052-589-2150
大阪損害サービスセンター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町1-6-27 ヨシカワビル	06-6262-5471
岡山損害サービスセンター	〒700-0984	岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命 岡山桑田町ビル	086-225-0581
広島損害サービスセンター	〒730-0041	広島市中区小町3-19 リファレンス広島小町ビル	082-243-7822

2026年9月現在

用語解説

● 正味収入保険料

お客さまから直接受け取った保険料（元受保険料）から再保険（リスクの分散のための他の保険会社との保険契約のやりとり）に係る保険料を加減した保険料のことで、保険会社の売上規模を示す指標となります。

● 正味損害率

正味収入保険料に対する、正味支払保険金と損害調査費用の合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標です。

● 正味事業費率

正味収入保険料に対する、事業費（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）の割合のことで、正味損害率と同じく、保険会社の経営分析、保険料率の算出に用いられる指標です。

● 保険引受利益

保険引受収益（正味収入保険料等）から保険引受費用（正味支払保険金・損害調査費等）、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので保険本業における最終的な損益を示す指標です。

● 経常利益

保険引受利益に資産運用収益・費用（有価証券売却損益等）、その他計上損益を加減して得られるもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示す指標です。

● 当期純利益

経常利益に特別損益（不動産動産処分損益、価格変動準備金繰入額等）、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度内の損益を示す指標です。

● 単体ソルベンシー・マージン比率

保険会社は巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生しても十分な支払能力を保持しておく必要があります。単体ソルベンシー・マージン比率は「通常の予測を超えるリスク」に対する「保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標であり、行政当局が保険会社を監督する際、健全性を判断する指標のひとつでもあります。通常 100%以上であれば「保険金の支払能力の充実の状況が適当である」とされます。

● 保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払い等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で支払備金、責任準備金があります。

● 支払備金

決算日までに発生した保険事故で、その保険金が未払いのものについて、保険金支払いのため積み立てる準備金のことをいいます。

● 責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。これには、決算後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と異常災害損失に備えて積み立てる「異常危険準備金」があります。

● 総資産額

貸借対照表上の「資産の部合計」であり、保険会社が保有する資産の合計で、保険会社の資産規模を示します。

● 純資産額

上記の総資産額から、責任準備金等の「負債額」を控除したもので、貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示す指標です。

● その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準」（時価会計）導入により、保有有価証券等についてはその保有目的に応じて区分し時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券です。このその他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額が、その他有価証券評価差額です。

● 不良債権状況

①保険業法に基づく債権

貸付金について保険業法施行規則第 143 条の 2 第 1 項第 4 号に準用する同施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じ、「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」、「正常債権」の 5 つに区分されます。

②自己査定

自己査定は、不良債権の適切な償却・引当を行うために、保険会社自らが価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ～Ⅳの 4 段階に分類し、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額」となります。

業績指標等

保険事業の状況を示す指標等

(1)主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	1,100	31.8%	△6.1%	1,360	36.7%	23.6%	1,554	39.1%	14.3%
海上	90	2.6%	6.0%	83	2.3%	△7.3%	81	2.1%	△2.5%
傷害	178	5.2%	△5.1%	167	4.5%	△6.0%	149	3.8%	△11.1%
自動車	1,438	41.6%	△4.5%	1,441	38.7%	0.2%	1,472	37.0%	2.1%
自賠責	111	3.2%	△5.8%	99	2.7%	△10.6%	99	2.5%	△0.2%
その他	539	15.6%	9.6%	558	15.1%	3.6%	617	15.5%	10.5%
(うち賠償責任)	(458)	(13.3%)	(9.0%)	(472)	(12.7%)	(2.9%)	(525)	(13.2%)	(11.3%)
(うち信用・保証)	(0)	(0.0%)	(24.7%)	(0)	(0.0%)	(△54.9%)	(1)	(0.0%)	(419.4%)
合 計	3,458	100.0%	△2.9%	3,711	100.0%	7.3%	3,974	100.0%	7.1%

(注) 正味収入保険料は、元受契約及び受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

②元受正味保険料

(単位:百万円)

種 目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	1,916	44.5%	6.5%	2,225	48.4%	16.2%	2,594	51.5%	16.6%
海上	40	0.9%	11.7%	31	0.7%	△20.9%	31	0.6%	△1.0%
傷害	186	4.3%	△4.6%	175	3.8%	△6.1%	156	3.1%	△10.7%
自動車	1,472	34.2%	△3.7%	1,478	32.2%	0.4%	1,508	30.0%	2.0%
自賠責	105	2.4%	△11.9%	92	2.0%	△12.4%	102	2.0%	11.4%
その他	588	13.7%	11.1%	592	12.9%	0.7%	647	12.8%	9.3%
(うち賠償責任)	(468)	(10.9%)	(9.6%)	(483)	(10.5%)	(3.3%)	(537)	(10.7%)	(11.0%)
(うち信用・保証)	(0)	(0.0%)	(24.7%)	(0)	(0.0%)	(△54.9%)	(1)	(0.0%)	(419.4%)
合 計	4,309	100.0%	2.4%	4,595	100.0%	6.6%	5,041	100.0%	9.7%

(注) 元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

③受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	0	0.1%	0.8%	0	0.1%	△13.5%	0	0.1%	△13.6%
海上	58	46.7%	3.2%	59	49.9%	2.9%	58	51.1%	△3.1%
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	0	0.0%	△2.3%	0	0.0%	△3.5%	0	0.0%	△9.1%
自賠責	66	53.2%	△10.7%	60	50.0%	△9.6%	55	48.8%	△7.7%
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	124	100.0%	△4.7%	120	100.0%	△3.8%	113	100.0%	△5.4%

(注) 受再正味保険料は、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

④支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	815	83.5%	29.9%	865	86.2%	6.1%	1,039	88.1%	20.2%
海上	8	0.9%	12.1%	8	0.8%	△2.5%	8	0.7%	△1.0%
傷害	7	0.8%	7.5%	7	0.7%	△7.0%	7	0.6%	△2.0%
自動車	34	3.5%	50.1%	36	3.7%	7.7%	36	3.1%	△2.2%
自賠責	60	6.2%	△20.2%	52	5.3%	△12.5%	58	5.0%	11.6%
その他	49	5.1%	30.0%	33	3.3%	△31.9%	29	2.5%	△10.8%
(うち賠償責任)	(9)	(1.0%)	(48.8%)	(11)	(1.2%)	(19.2%)	(11)	(1.0%)	(0.9%)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	975	100.0%	25.3%	1,004	100.0%	2.9%	1,180	100.0%	17.5%

(注) 支払再保険料は、出再保険料から出再保険返戻金等を控除したものです。

⑤解約返戻金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	18	36	43
海上	1	2	3
傷害	0	0	0
自動車	13	11	11
自賠責	4	4	4
その他	1	4	1
(うち賠償責任)	(1)	(3)	(0)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	40	59	63

(注)解約返戻金は、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額です。

⑥保険引受利益

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	121	57	182
海上	16	2	16
傷害	△11	△28	△29
自動車	△26	△331	△241
自賠責	-	-	-
その他	△14	28	27
(うち賠償責任)	(△35)	(△5)	(14)
(うち信用・保証)	(0)	(0)	(0)
合 計	85	△270	△44

(注)保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る税率変更による調整額等です。

⑦正味支払保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	246	397	252
海上	40	35	13
傷害	52	44	58
自動車	915	1,062	944
自賠責	87	84	81
その他	207	240	243
(うち賠償責任)	(194)	(212)	(208)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	1,549	1,864	1,594

(注)正味支払保険金は、元受契約及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

⑧元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	247	399	253
海上	5	12	0
傷害	52	44	58
自動車	915	1,092	947
自賠責	101	98	147
その他	207	240	243
(うち賠償責任)	(194)	(212)	(208)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	1,530	1,888	1,651

(注)元受正味保険金は、元受契約の支払保険金から求償等による回収金を控除したものです。

⑨受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	0	△2	0
海上	35	23	14
傷害	-	-	-
自動車	0	0	0
自賠責	87	84	81
その他	0	-	-
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	123	106	95

(注) 受再正味保険金は、受再契約の支払保険金から求償等による回収金を控除したものです。

⑩回収再保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	1	0	1
海上	1	0	0
傷害	-	-	-
自動車	-	30	2
自賠責	101	98	147
その他	0	-	-
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	104	129	152

(注) 回収再保険金は、出再契約の回収保険金から返還金等を控除したものです。

(2)保険契約に関する指標

①事業費

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費	558	574	570
物件費	388	396	411
税金	28	29	31
抛出名	-	-	-
負担金	-	0	0
計	975	1,000	1,013
諸手数料および集金費	789	832	917
事業費合計	1,764	1,832	1,930

- (注)
1. 人件費、物件費、税金、抛出名および負担金は損害調査費、営業費及び一般管理費の合計です。
 2. 負担金は保険契約者保護機構への支払です。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種 目 \ 年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	24.2	46.5	70.7	30.9	42.8	73.7	17.3	42.3	59.6
海上	47.2	33.8	81.0	45.6	34.9	80.5	19.1	40.8	59.9
傷害	39.9	69.6	109.5	40.0	71.2	111.2	49.3	77.0	126.3
自動車	70.7	43.2	113.9	81.2	42.2	123.4	70.7	42.8	113.5
自賠責	105.9	33.7	139.6	114.3	32.0	146.3	117.4	37.0	154.4
その他	44.1	43.9	88.0	49.3	43.1	92.4	45.1	41.8	86.9
(うち賠償責任)	(49.0)	(46.0)	(95.0)	(52.1)	(45.7)	(97.8)	(46.0)	(44.4)	(90.4)
(うち信用・保証)	(0)	(30.0)	(30.0)	(0)	(37.9)	(37.9)	(0)	(23.6)	(23.6)
合 計	50.7	45.2	95.9	56.2	43.4	99.6	45.1	43.6	88.7

- (注)
1. 正味損害率は、(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料により算出したものです。
 2. 正味事業費率は、(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料により算出したものです。
 3. 合算率は、正味損害率＋正味事業費率により算出したものです。

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

⑤出付主除前の発生損害率、事業費率及びその合算率																		
種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度										
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率								
火災		17.8	28.7	46.5	20.5	29.6	50.1	17.0	27.8	44.8								
海上		42.8	31.0	73.8	54.0	31.9	85.9	33.9	36.6	70.5								
傷害		34.6	64.4	99.0	42.5	66.5	109.0	39.8	70.7	110.5								
自動車		65.0	41.7	106.7	79.5	41.2	120.7	71.6	42.1	113.7								
その他		58.7	41.9	100.6	46.2	40.6	86.8	49.7	40.1	89.8								
（うち賠償責任）	（	68.6）	（	46.0）	（	114.6）	（	51.6）	（	45.2）	（	96.8）	（	49.5）	（	44.3）	（	93.8）
（うち信用・保証）	（	0）	（	39.0）	（	39.0）	（	0.0）	（	32.3）	（	32.3）	（	0.0）	（	51.6）	（	51.6）
合 計		41.9	36.9	78.8	46.0	36.7	82.7	39.8	35.6	75.4								

(注)

- 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて算出したものです。
- 発生損害率は、(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料により算出したものです。
- 事業費率は、(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料により算出したものです。
- 合算率は、発生損害率＋事業費率により算出したものです。
- 出再控除前の発生損害額は、支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額により算出したものです。
- 出再控除前の既経過保険料は、収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額により算出したものです。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
国 内 契 約	100.0	100.0	100.0
海 外 契 約	0.0	0.0	0.0

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について、国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
出 再 先 保 険 会 社 の 数	24	27	32
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)	44.6%	42.1%	37.3%

(注)出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としております。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格 付 区 分	2023年度	2024年度	2025年度
A 以 上	75.0	87.1	87.5
B B B 以 上	25.0	12.9	12.5
その他 (格付なし・不明・BB以下)	0.0	0.0	0.0
合 計	100.0	100.0	100.0

(注)特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としております。ただし再保険プールを含んでおりません。
格付区分は、以下の方法により区分しております。

<格付区分の方法>

- S&P社の格付けまたはAM Best社の格付けを使用しております。
- AM Best社の格付けを使用する場合、A-以上は「A以上」、B++及びB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しております。

⑦未収再保険金の推移

(単位:百万円)

年 度	2023年度	2024年度	2025年度
1.年度開始時の未収再保険金	57	55	85
2.当該年度に回収できる事由が発生した額	1	31	3
3.当該年度回収等	2	0	17
4.1+2-3=年度末の未収再保険金	55	85	71

(注)地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて算出しております。

(3)経理に関する指標

①支払備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	143	122	251
海上	37	48	63
傷害	17	27	18
自動車	647	638	670
自賠責	37	36	36
その他	167	166	203
(うち賠償責任)	(162)	(163)	(177)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	1,050	1,039	1,242

②責任準備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	1,948	2,269	2,585
海上	92	95	96
傷害	182	182	181
自動車	619	621	632
自賠責	207	192	166
その他	597	613	629
(うち賠償責任)	(380)	(395)	(417)
(うち信用・保証)	(0)	(0)	(0)
合 計	3,648	3,975	4,292

③責任準備金積立水準

保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金の対象契約を扱っていないため、該当事項はありません。

④引当金の明細と増減

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2024年度期末残高	2025年度増加額	2025年度減少額	2025年度期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0	0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	55	55	55	55
退 職 給 付 引 当 金	29	1	-	31
賞 与 引 当 金	1	6	6	1
価 額 変 動 準 備 金	0	0	0	0
合 計	88	64	62	90

⑤貸付金償却額

該当事項はありません。

⑥持込資本金等明細表

持込資本金等の明細につきましては、後掲の持込資本金等変動計算書をご参照ください。

⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険及び自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常損失の増加額	37百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 なし

(注)地震保険及び自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

(4)資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるため、保険業法・保険業法施行規則等の法令
 則り、リスク管理のもとに資産内容の流動性に留意しつつ、安全性を重視しかつ収益性に配慮した資産運用に努めております。

②運用資産の内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預 貯 金	5,792	85.6%	5,749	85.5%	6,327	85.8%
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	200	3.0%	200	3.0%	198	2.7%
貸 付 金	-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物	12	0.2%	12	0.2%	12	0.2%
運 用 資 産 計	6,005	88.8%	5,962	88.7%	6,538	88.6%
総 資 産	6,764	100.0%	6,721	100.0%	7,378	100.0%

③利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度		2025年度	
	金額	年利回り	金額	年利回り	金額	年利回り
預 貯 金	6	0.12%	12	0.23%	16	0.28%
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	0	0.39%	0	0.38%	2	1.27%
貸 付 金	-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-	-	-
小 計	7	0.12%	13	0.23%	19	0.31%
そ の 他	0	-	0	-	0	-
合 計	7	-	13	-	19	-

(注)インカム利回り:分子=利息及び配当金収入金額、分母=取得原価または償却原価による平均残高

④海外投融資残高及び構成比

該当事項はありません。

⑤海外投融資利回り

該当事項はありません。

⑥商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債	200	100.0%	200	100.0%	198	100.0%
社 債	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
合 計	200	100.0%	200	100.0%	198	100.0%

⑧保有有価証券利回り(インカム利回り)

(単位:%)

区 分 \ 年 度		2023年度	2024年度	2025年度
国	債	0.39	0.38	1.27
社	債	-	-	-
株	式	-	-	-
外 国	証 券	-	-	-
合	計	0.39	0.38	1.27

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高(固定金利)

(単位:百万円)

区 分 \ 残存期間		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超 *	合計
国	債	-	-	198	-	198
社	債	-	-	-	-	-
株	式	-	-	-	-	-
外 国	証 券	-	-	-	-	-
合	計	-	-	198	-	198

* 期間の定めのないものを含む

⑩業種別保有株式

該当事項はありません。

⑪貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区 分 \ 残存期間		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超 *	合計
固 定 金 利		-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-

* 期間の定めのないものを含む

⑫担保別貸付金残高

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度		2023年度		2024年度		2025年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
担 保 貸 付		-	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付		-	-	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付		-	-	-	-	-	-
指名債権担保貸付		-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付		-	-	-	-	-	-
信 用 貸 付		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
一 般 貸 付 計		-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付		-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	-
(うち劣後特約貸付)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

⑬業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区 分	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱 業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 ・ 小 売 業		-	-	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業		-	-	-	-	-	-
不 動 産 業		-	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道・熱供給業		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-

⑭規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区 分	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
大 企 業		-	-	-	-	-	-
中 堅 企 業		-	-	-	-	-	-
中 小 企 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-

⑮有形固定資産明細表

(単位:百万円)

区 分	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
土 地		9	9	9
営 業 用 賃 貸		9	9	9
建 物		3	2	2
営 業 用 賃 貸		3	2	2
建 設 仮 勘 定		-	-	-
営 業 用 賃 貸		-	-	-
合 計		12	12	12
営 業 用 賃 貸		12	12	12
リース資産		-	-	-
その他の有形固定資産		3	5	5
有 形 固 定 資 産 合 計		15	17	17

⑩特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

当社では特別勘定で処理すべき資産の保有及び運用実績はありません。

⑪責任準備金の残高(2025年度)の内訳

(単位:百万円)

種 目	区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	危険準備金	合計
火災		1,869	715	-	-	2,585
海上		22	73	-	-	96
傷害		70	110	0	-	181
自動車		585	47	-	-	632
自賠責		166	-	-	-	166
その他		172	456	-	-	629
(うち賠償責任)		(132)	(285)	(-)	(-)	(417)
(うち信用・保証)		(0)	(0)	(-)	(-)	(0)
合計		2,889	1,403	0	-	4,292

⑫期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2021年度	935	533	205	195
2022年度	902	528	180	193
2023年度	958	522	260	175
2024年度	1,050	660	292	97
2025年度	1,011	590	416	3

(注)

- 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
- 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
- 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑬事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払 備金	944			1,146			984			1,038			964		
1年後	821	0.87	△ 123	977	0.85	△ 169	871	0.88	△ 113	1,047	1.01	9			
2年後	807	0.98	△ 14	990	1.01	13	903	1.04	32						
3年後	877	1.09	69	987	1.00	△ 2									
4年後	763	0.87	△ 113												
最終損害見積り額	763			987			903			1,047			964		
累計保険金	760			976			859			902			599		
支払備金	3			11			44			145			365		

傷害保険

事故発生年度	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払 備金	60			62			49			50			42		
1年後	49	0.82	△ 10	60	0.97	△ 1	50	1.02	0	57	1.14	7			
2年後	52	1.06	2	61	1.00	0	50	0.99	0						
3年後	51	0.99	0	60	1.00	0									
4年後	51	1.00	0												
最終損害見積り額	51			60			50			57			42		
累計保険金	51			60			48			57			27		
支払備金	0			0			1			0			15		

賠償責任保険

事故発生年度	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払 備金	153			222			333			233			233		
1年後	147	0.96	△ 6	166	0.75	△ 55	312	0.94	△ 20	218	0.94	△ 14			
2年後	152	1.04	5	167	1.00	0	317	1.01	4						
3年後	151	0.99	△ 1	170	1.02	2									
4年後	153	1.01	1												
最終損害見積り額	153			170			317			218			233		
累計保険金	153			165			210			203			127		
支払備金	-			4			106			15			106		

(注)

- 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
- 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
- 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
- 「累計保険金＋支払備金」の数値で該当がない箇所は、網掛けにしております。

経理の状況

1. 計算書類

(1)貸借対照表

(単位:百万円)

年 度	2024年度	2025年度	年 度	2024年度	2025年度
科 目	(2025年3月31日現在)	(2026年3月31日現在)	科 目	(2025年3月31日現在)	(2026年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	5,751	6,328	保 険 契 約 準 備 金	5,014	5,535
現 金	1	1	支 払 備 金	1,039	1,242
預 貯 金	5,749	6,327	責 任 準 備 金	3,975	4,292
コ ー ル ロ ー ン	-	-	そ の 他 負 債	270	474
有 価 証 券	200	198	共 同 保 険 借	8	4
国 債	200	198	再 保 険 借	35	216
貸 付 金	-	-	外 国 再 保 険 借	-	-
一 般 貸 付	-	-	未 払 法 人 税 等	35	34
有 形 固 定 資 産	17	17	預 り 金	3	3
土 地	9	9	前 受 収 益	-	-
建 物	2	2	未 払 金	57	50
リ ー ス 資 産	-	-	仮 受 金	130	166
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5	5	そ の 他 の 負 債	-	-
無 形 固 定 資 産	10	7	退 職 給 付 引 当 金	29	31
ソ フ ト ウ ェ ア	10	7	賞 与 引 当 金	1	1
そ の 他 資 産	655	743	価 格 変 動 準 備 金	0	0
未 収 保 険 料	4	6	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	-	-
代 理 店 貸	220	250	繰 延 税 金 負 債	-	-
共 同 保 険 貸	9	9	負 の の れ ん	-	-
再 保 険 貸	55	45	支 払 承 諾	-	-
外 国 再 保 険 貸	55	55	本 支 店 勘 定	-	-
未 収 金	129	175			
未 収 収 益	10	15	負 債 の 部 合 計	5,317	6,045
預 託 金	74	74	(純 資 産 の 部)		
地 震 保 険 預 託 金	2	2	持 込 資 本 金	18	18
仮 払 金	69	94	供 託 金	200	200
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	-	-	剰 余 金(または欠損金)	1,185	1,115
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	-	任 意 積 立 金	3,845	3,845
そ の 他 の 資 産	23	14	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,659	△ 2,730
繰 延 税 金 資 産	-	-	持 込 資 本 金 等 合 計	1,403	1,333
支 払 承 諾 見 返	-	-	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	-
貸 倒 引 当 金	△ 55	△ 55	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-	-
本 支 店 勘 定	142	137	純 資 産 の 部 合 計	1,403	1,333
資 産 の 部 合 計	6,721	7,378	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,721	7,378

(注)

1. 有価証券(国債)の評価は償却原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、資産の自己査定基準に基づき計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給与に充てるため、退職給付債務計算基準に則り簡便法により算出した当期末における見込額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出し計上しております。
6. 価格変動準備金は、外国為替等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第199条において準用する同法第115条の規定に基づき計上しております。
7. 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額です。
8. 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、保険業法第197条の自己資本に相当するものです。
9. 消費税の会計処理は税込み方式によっております。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11. 貸付金のうち保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破綻先債権額・延滞債権額等はありません。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は53百万円です。
13. 担保に供している資産の額は198百万円です。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。
15. 当期末の支払備金の内訳は次のとおりです。(単位:百万円)

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,262
同上に係る出再支払備金	55
差引(イ)	1,206
地震保険及び自賠責保険に係る支払備金(ロ)	36
計(イ+ロ)	1,242

16. 当期末の責任準備金の内訳は次のとおりです。(単位:百万円)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	2,967
同上に係る出再責任準備金	78
差引(イ)	2,889
その他の責任準備金(ロ)	1,403
計(イ+ロ)	4,292

(2)損益計算書

(単位:百万円)

科 目		年 度	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
経常損	経常収益		3,736	3,994
	保険引受収益		3,732	3,982
	正味収入保険料等運用益		3,711	3,974
	積立保険金戻入額		9	8
	支払準備金戻入額		11	-
	責任準備金差益		-	-
	為替差益		-	0
	その他の保険引受収益		-	-
	資産運用収益		3	11
	利息及び配当金収入		13	19
	有価証券売却益		-	-
	有価証券償還益		-	-
	為替差益		-	0
	積立保険料等運用益振替		△ 9	△ 8
	その他の経常収益		-	0
	貸倒引当金戻入額		-	0
	その他の経常収益		-	-
益の部	経常費用		4,080	4,052
	保険引受費用		3,244	3,233
	正味支払保険金		1,864	1,594
	損害調査費		220	199
	諸手数料及び集金費		832	917
	支払準備金繰入額		-	203
	責任準備金繰入額		327	317
	為替差損		-	-
	その他の保険引受費用		0	0
	資産運用費用		0	-
	有価証券売却損		-	-
	有価証券評価損		-	-
	有価証券償還損		-	-
	為替差損		0	-
	その他の運用費用		-	-
	営業費及び一般管理費		779	813
特別損益の部	その他の経常費用		55	4
	支払利息		-	-
	貸倒引当金繰入額		55	-
	貸倒損		-	-
	その他の経常費用		-	4
	経常利益(△経常損失)		△ 343	△ 57
	特別利益		0	0
	固定資産処分益		0	0
	価格変動準備金戻入額		0	-
	その他の特別利益		-	-
	特別損失		0	-
	固定資産処分損		0	-
	価格変動準備金繰入額		-	-
	減損損失		-	-
	その他の特別損失		-	-
	税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		△ 343	△ 57
	法人税及び住民税		16	13
	法人税等調整額		-	-
	当期純利益(△当期純損失)		△ 359	△ 70

(注)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	5,154 百万円
支払再保険料	1,180 百万円
差引	3,974 百万円
2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	1,747 百万円
回収再保険金	152 百万円
差引	1,594 百万円
3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	935 百万円
出再保険手数料	18 百万円
差引	917 百万円
4. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	205 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	1 百万円
差引(イ)	204 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	0 百万円
計(イ+ロ)	203 百万円
5. 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	129 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	5 百万円
差引(イ)	124 百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	192 百万円
計(イ+ロ)	317 百万円
6. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	16 百万円
コールローン利息	- 百万円
買入金銭債権利息	- 百万円
商品有価証券利息	- 百万円
金銭の信託運用益	- 百万円
有価証券利息・配当金	2 百万円
貸付金利息	- 百万円
不動産賃貸料	- 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	19 百万円
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 持込資本金等変動計算書

(単位:百万円)

		持込資本金等				純資産 合計
		持込資本金・ 供託金	剰余金			
			その他積立金	繰越利益剰余金	剰余金合計	
当期首残高		218	3,845	△ 2,659	1,185	1,403
当期変動額		-	-	△ 70	△ 70	△ 70
	本社からの送金	-	-	-	-	-
	当期純利益	-	-	△ 70	△ 70	△ 70
当期末残高		218	3,845	△ 2,730	1,115	1,333

(注) 当社は外国損害保険会社の支店ですので、株式会社における資本金等に相当する数値を記載しております。

(4) キャッシュ・フロー計算書
(間接法により表示)

(単位: 百万円)

科 目	2024年度	2025年度
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	△ 343	△ 57
減価償却費	9	4
減損損失	-	-
支払備金の増減額(△は減少)	△ 11	203
責任準備金等の増減額(△は減少)	327	317
貸倒引当金の増減額(△は減少)	55	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 12	1
価格変動準備金の増減額(△は減少)	0	-
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	-	-
保険業法第112条評価益	-	-
利息及び配当金収入	△ 13	△ 18
有価証券関係損益(△は益)	0	0
支払利息	-	-
為替差損益(△は益)	-	-
有形固定資産関係損益(△は益)	0	0
商品有価証券の増減額(△は増加)	-	-
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 52	△ 79
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	16	207
その他	0	0
小 計	△ 26	579
利息及び配当金の受取額	6	14
利息の支払額	-	-
その他	-	-
法人税等の支払額	△ 19	△ 16
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 38	577
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△ 5	3,728
買入金銭債権の取得による支出	-	-
買入金銭債権の売却・償還による収入	-	-
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
有価証券の取得による支出	-	△ 198
有価証券の売却・償還による収入	-	200
貸付けによる支出	-	-
貸付金の回収による収入	-	-
その他	-	-
資産運用活動計	△ 5	3,729
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 44)	(4,306)
有形固定資産の取得による支出	△ 3	△ 1
有形固定資産の売却による収入	0	0
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9	3,727
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
本店からの送金による収入	-	-
本店への送金による支出	-	-
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 48	4,305
VI. 現金及び現金同等物期首残高	987	938
VII. 現金及び現金同等物期末残高	938	5,244

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

2. 保険業法に基づく債権

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
(1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
(2) 危険債権	-	-	-
(3) 3カ月以上延滞債権	-	-	-
(4) 貸付条件緩和債権	-	-	-
(5) 正常債権	-	-	-
(6) (1)から(4)までに掲げるものの合計額	-	-	-

3. 時価情報

(1) 有価証券

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2024年度末(2025年3月31日現在)			2025年度末(2026年3月31日現在)		
	貸借対照表価額	時 価	評価損益	貸借対照表価額	時 価	評価損益
公 社 債	200	200	0	198	186	△ 12
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
合 計	200	200	0	198	186	△ 12

(注)「種類」欄の公社債は、貸借対照表上の「国債」、「地方債」及び「社債」を指しております。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当事項はありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引、もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

(8) 暗号資産

該当事項はありません。

4. その他

該当事項はありません。

本社における経理の状況

(1) 貸借対照表 BALANCE SHEET

(2026年3月31日現在)

外貨換算レート Re.1=¥1.71

資産の部	ASSETS	INRインド・ルピー (Million)	円換算額 (単位百万円)
1 公 社 債	BONDS	534,984	914,823
2 株 式	STOCK & SHARES	246,678	421,819
(a 優先株)	PREFERENCE OR GUARANTEE	-	-
(b 普通株)	ORDINARY	246,678	421,819
3 抵当付貸付金	MORTGAGE LOANS	4,299	7,352
4 不 動 産	REAL ESTATE	2,191	3,747
(会社用不動産)	OFFICE USE	2,191	3,747
(その他不動産)	OTHER PURPOSE	-	-
5 証券担保貸付	COLLATERAL LOANS	-	-
6 現金及預金	CASH & DEPOSITS	192,898	329,857
7 その他投資資産	OTHER INVESTMENTS NOT INCLUDED IN THE ABOVE	-	-
小計(1-7)	SUB-TOTAL(1-7)	981,052	1,677,600
8 代理店貸及未収保険料	AGENTS, DIRECT & OTHERS PREMIUM BALANCE DUE	7,790	13,321
9 再保険貸	REINSURANCE BALANCE DUE	56,912	97,319
10 保険料受取手形	BILL RECEIVABLE FOR PREMIUM COLLECTION	-	-
11 繰延税金資産	DEFERRED TAX ASSETS	2,498	4,271
12 電子計算機設備	COMPUTER EQUIPMENT	-	-
13 未収利息及配当	INTEREST & DIVIDENDS ACCRUED	14,899	25,477
14 仮 払 金	ADVANCE	29,327	50,150
15 動 産	MOVABLES	2,018	3,451
16 その他資産	OTHER ASSETS	8,988	15,370
資産の部合計	ASSETS - TOTAL	1,103,487	1,886,963

外貨換算レート Re.1=¥1.71

負債及純資産の部		LIABILITY,SURPLUS AND FUNDS	INRインド・ルピー (Million)	円換算額 (単位百万円)
負債の部				
1 支払備金	OUTSTANDING CLAIMS		410,302	701,617
2 未払諸税	TAX PROVISION		-	-
3 繰延諸税	DEFERRED TAXATION		-	-
4 借入金	LOANS		-	-
5 再保険借	AMOUNT DUE TO REINSURERS		15,352	26,252
6 未経過保険料	UNEARNED PREMIUMS		168,424	288,006
7 仮受金	SUNDRY DEBTORS		93,573	160,010
8 未払配当金	DIVIDEND PAYABLE OR PROPOSED		-	-
9 子会社借	AMOUNTS DUE TO HOLDING CO.		-	-
10 未払配当税	DIVIDEND TAX		-	-
11 貸倒引当金	PROVISION FOR BAD DEBTS		5,049	8,634
12 その他負債	CREDITORS & PROVISIONS,		24,852	42,497
負債の部合計 (1-12)		LIABILITIES-TOTAL	717,555	1,227,019
純資産の部				
13 払込資本金	PAID UP CAPITAL		8,240	14,090
14 払込剰余金	SHARE PREMIUM ACCOUNT		18,908	32,333
15 資本準備金	RESERVES		0	1
16 特別準備金	GENERAL & OTHER RESERVE		219,111	374,680
17 評価差額金	FAIR VALUE CHANGE ACCOUNT		139,671	238,838
純資産の部合計 (13-17)		SURPLUS, FUNDS-TOTAL	385,932	659,944
負債及純資産の部合計		LIABILITY,SURPLUS,FUNDS-TOTAL	1,103,487	1,886,963

(2) 損益計算書 PROFIT & LOSS ACCOUNT

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

外貨換算レート Re.1= ¥1.71

			INRインド・ルピー (Million)	円換算額 (単位百万円)
事業収入	UNDERWRITING INCOMES			
1 既経過保険料	PREMIUMS EARNED	(+)	386,721	661,293
2 発生保険金	CLAIMS INCURRED	(-)	380,600	650,826
3 手数料	COMMISSIONS	(-)	38,653	66,097
4 事業費	EXPENSES	(-)	56,286	96,249
正味事業損益	UNDERWRITING REVENUE TOTAL		△88,818	△151,879
投資収入	INVESTMENT INCOMES			
5 正味投資収入	NET INVESTMENT INCOMES	(+)	56,324	96,314
6 正味財産売却損益	NET REALISED CAPITAL GAIN OR LOSS	(+)	54,772	93,660
7 投資財産評価損	AMOUNT WRITTEN OFF IN RESPECT OF INVESTMENTS	(-)	-	-
正味投資損益	INVESTMENT INCOMES TOTAL		111,096	189,974
その他の収入	OTHER INCOMES			
8 諸準備金繰入(△取崩し)	PROVISIONS(OTHER THAN TAXATION)	(-)	△9,478	△16,208
9 外国為替換算益	GAIN ON EXCHANGE	(+)	-	-
10 その他	OTHERS	(+)	△19,428	△33,222
その他の収入合計	OTHER INCOMES TOTAL		△9,949	△17,013
税引前利益金	PROFIT BEFORE TAXATION		12,328	21,081
11 税金	PROVISION FOR TAXATION	(-)	△1,207	△2,064
12 税引後利益金	PROFIT AFTER TAXATION		13,535	23,146

(3) 損益剰余金計算書 PROFIT AND LOSS APPROPRIATION ACCOUNT

13 税引後利益金	PROFIT AFTER TAXATION		13,535	23,146
14 配当	PROVISION FOR PROPOSED DIVIDEND		-	-
15 配当税	DIVIDEND TAX		-	-
16 法人税還付金	REFUND OF INCOME TAX		-	-
17 非支配株主利益及び 関連企業配分利益	PROFIT ATTRIBUTABLE TO MINORITY INTEREST SHARE OF PROFIT IN ASSOCIATE ENTERPRISES	(+)	586	1,003
18 特別準備金繰入	TRANSFERRED TO GENERAL RESERVE		14,122	24,149

保険金等の支払能力の充実の状況

用語解説

ソルベンシー・マージン比率

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026 年 3 月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026 年 3 月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借入れの一種である劣後債などが含まれます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて 2 つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1 つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社+子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。当社は日本において子会社や関連会社を持たないため、単体ベースの比率のみ算出しております。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）			2024 年度	2025 年度	増減		
	Tier1 適格資本の額(B)－(C)		(A)	－	3,063	－	
		Tier1 適格資本に係る基礎項目の額		(B)	－	3,236	－
			算入制限のない Tier1 資本調達手段の額		－	－	－
			算入制限のある Tier1 資本調達手段の額		－	－	－
			資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額		－	3,236	－
	Tier1 適格資本に係る調整項目の額		(C)	－	172	－	
	Tier2 適格資本の額(E)－(F)－(G)		(D)	－	165	－	
		Tier2 適格資本に係る基礎項目の額		(E)	－	165	－
			Tier2 資本調達手段の額		－	－	－
			資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額		－	165	－
		Tier2 適格資本に係る調整項目の額		(F)	－	－	－
		Tier2 適格資本への上限適用による控除の額		(G)	－	－	－
	適格資本の額(A)+(D)		①	－	3,229	－	
		生命保険リスクの額		(a)	－	－	－
損害保険リスクの額		(b)	－	611	－		
巨大災害リスクの額		(c)	－	736	－		
市場リスクの額		(d)	－	599	－		
信用リスクの額		(e)	－	354	－		
オペレーショナル・リスクの額		(f)	－	134	－		
マネジメント・アクションの効果の上限超過額		(g)	－	－	－		
分散効果の額		(h)	－	760	－		
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)		(i)	－	1,675	－		
所要資本の税効果の額		(j)	－	374	－		
所要資本の額（税効果考慮後）(i)－(j)		②	－	1,301	－		
ソルベンシー・マージン比率 ①／②			－	248.1%	－		

（注） 1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 161 条（健全性の基準に用いる供託金等）及び第 162 条（通常の前測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

2. 当年度が初年度の開示であるため、前年度数値はありません（次頁以降も同様）。

3. 当資料においては、当該する項目が無い場合は「－」と記載し、表示単位未満の数値は「0」と記載します（次頁以降も同様）。

適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成		
項 目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
Tier 1 適格資本の額 ((B) - (C)) (A)	—	3,063
Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	3,236
算入制限のない Tier 1 資本調達手段の額	—	—
算入制限のある Tier 1 資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外の Tier 1 適格資本の額	—	3,236
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	—	2,522
資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額	—	—
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	—	—
その他の拠出金等の額	—	218
経済価値ベースの調整額	—	495
Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	172
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	—	7
繰延税金資産の額	—	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	—	—
他の金融機関等が意図的に保有している Tier 1 資本調達手段の額	—	—
自己の Tier 1 資本調達手段への投資の額	—	—
不適格再保険資産の額	—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	—	164
Tier 2 適格資本の額 ((E) - (F) - (G)) (D)	—	165
Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	165
Tier 2 資本調達手段の額	—	—
算入制限のある Tier 1 資本調達手段の制限を超過した額	—	—
払込済み Tier 2 資本調達手段の額	—	—
払込未済の Tier 2 資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外の Tier 2 適格資本の額	—	165
Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—	—
処分制約のある資産のうち Tier 1 適格資本から控除される額	—	164
Tier 2 バスケット (上限適用後) の額	—	0
Tier 2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—
他の金融機関等が意図的に保有している Tier 2 資本調達手段の額	—	—
自己の Tier 2 資本調達手段への投資の額	—	—
Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—
適格資本の額 ((A) + (D))	—	3,229

所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
生命保険リスクの額（A）	—	—
損害保険リスクの額（B）	—	611
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	125
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	200
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	390
その他保険に係るリスクの額	—	17
巨大災害リスクの額（C）	—	736
巨大自然災害リスクの額	—	732
日本における地震に係るリスクの額	—	65
日本における風水災に係るリスクの額	—	715
日本における雪災に係るリスクの額	—	140
外国における巨大自然災害リスクの額	—	—
その他の額	—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	79
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
市場リスクの額（D）	—	599
金利リスクの額	—	1
スプレッドリスクの額	—	2
株式リスクの額	—	—
不動産リスクの額	—	25
為替リスクの額	—	0
資産集中リスクの額	—	598
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
信用リスクの額（E）	—	354
オペレーショナル・リスクの額（F）	—	134
マネジメント・アクションの効果の上限超過額（G）	—	—
分散効果の額（H）	—	760
所要資本の額（税効果考慮前）（(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H)） （I）	—	1, 675
所要資本の税効果の額（J）	—	374
所要資本の額（税効果考慮後）（(I) - (J)）	—	1, 301

（注）所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの 額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	7,378	133	△ 183	7,328
現金及び預貯金	6,328	—	—	6,328
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	198	—	△ 12	186
国債	198	—	△ 12	186
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
有形固定資産	17	—	88	106
土地	9	—	88	98
建物	2	—	—	2
リース資産	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	—
その他の有形固定資産	5	—	—	5
無形固定資産	7	—	—	7
ソフトウェア	7	—	—	7
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	—	—	—	—
前払年金費用	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—		—
貸倒引当金	△ 55	—	—	△ 55
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	881	—	—	881
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額		133	△ 259	△ 126

負債の部				
総負債	6,045	△ 1,273	△ 679	4,092
保険負債(保険契約準備金)合計	5,535	△ 1,340	△ 1,396	2,798
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	4,129			2,748
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				50
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	1,406	△ 1,406	—	—
非保険負債合計	509	66	717	1,293
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	—	—	—	—
その他の準備金	—	203	—	203
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	31	—	—	31
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	1	—	—	1
価格変動準備金	0	△ 0	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	717	717
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	34	—	—	34
その他負債	440	△ 135	—	304
純資産の部				
純資産	1,333	1,407	—	3,236
基金等合計又は株主資本合計	1,333	1,407	—	2,740
基金又は資本金	218	—	—	218
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金	—	—	—	—
基金償却積立金	—	—	—	—
再評価積立金	—	—	—	—
基金償却積立金減少差益	—	—	—	—
資本剰余金	—	—	—	—
剰余金又は利益剰余金	1,115	—	—	1,115
規制上の準備金		1,407	—	1,407
(一)自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計 (評価・換算差額等合計)	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				495

(注)

1. 経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第143条の2第1項第4号で準用される同規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。
2. 継続企業の前提に関し、重要な疑義を生じさせる事象・状況は認められません。
3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1)当社において、資産の評価方法は主に以下の通りです。

①再保険を付した保険契約の再保険回収額のうち、未経過責任に係る保険負債については第一の簡便法を用いて算出した金額を、既経過責任に係る保険負債については将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を、資産の部に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いております。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額は見込んでおりません。この点は(3)①に記載しております。

(2)当社において、負債の評価方法は主に以下の通りです。

①繰延税金負債は、経済価値評価への調整により生じた繰延税金負債を反映しております。

②当社における経済価値ベースの保険負債は、現在推計と当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージン（以下、「MOCE」といいます）から成ります。

現在推計について、基準日に認識した保険契約のうち長期火災契約については、将来キャッシュ・フローを未経過責任に係る保険負債・既経過責任に係る保険負債別に見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として計測しております。長期火災契約以外の保険契約については種目別に、未経過責任に係る保険負債を第一の簡便法を用いて算出しており、第一の簡便法に用いるコンパインドレシオ・新契約費については合理的と考えられる観察期間の中の実績を反映しております。既経過責任に係る保険負債は将来キャッシュ・フローを所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として計測しております。

i. 認識

当社は、基準日時点において保有する全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しております。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しております。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

・長期火災契約の未経過責任に係る現在推計について、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、合理的と考えられる観察期間の中の実績を反映しております。

本項目に対するエキスパート・ジャッジメントの適用については、注記3. (4) ①に記載しております。

・損害保険契約等の既経過責任に係る現在推計については、会計基準に基づく支払備金の決算数値をベースに、保険種類ごとに保険金等の支払時期の特性を反映して将来のキャッシュ・フローを作成しております。

本項目に対するエキスパート・ジャッジメントの適用については、注記3. (4) ②に記載しております。

iii. 割引率

リスクフリー・レート of イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利等に基づき設定しております。

調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な年限ごとの割引率は以下の通りです。

日本円

主な商品分類	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
全ての商品	一般バケット	1.899%	2.490%	3.013%	3.579%

iv. MOCE

MOCE は将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しております。

(3)当社は、負債の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、以下の簡便的な取り扱いとしております。

なお、プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

①再保険の期待回収不能額

当社は過去に再保険のカウンターパーティのデフォルトを経験しておらず、また、出再にあたっては一定以上の格付の会社に出再していることから、ソルベンシー・マージン比率等への影響が僅少であることおよび、実務負担を踏まえて期待回収不能額を見込んでおりません。

②インフレ前提

保守的な前提のもとでソルベンシー・マージン比率等に与える影響を試算し、その影響が軽微であることを確認した上で、実務負担を踏まえてインフレ前提を設定しておりません。

③経済状況の変化等による保険契約者の行動の変化

当社は伝統的な損害保険のみを販売しており、積立保険も販売していないことから、経済状況の変化等で保険契約者の行動が著しく変化する可能性は低いと判断し、実務負担を踏まえて保険契約者の行動の変化を反映しておりません。

(4) 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断しておりますが、以下の点についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しております。

① 損害保険契約等に係る現在推計等の算出に用いた主要な前提

i. 損害率

原則として、保険種類別に直近 5 年間の単純平均値を使用しております。

ii. 事業費率

保険種類別に直近 3 年間の単純平均値を使用しております。

iii. 解約率

解約率の考慮は長期火災契約に対してのみ行っており、直近の実績を使用しております。

② 既経過責任に係る現在推計等の算出

IBNR 備金を含む支払備金について会計基準に基づく決算数値の妥当性を検証し、保守的または楽観的な偏りのないベストエスティメートであると判断したことから、経済価値ベースの保険負債評価における基礎数値として使用しております。

(5) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容および理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りに関する事項

① 経済価値ベースの保険負債

i. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 2,798 百万円

ii. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

・ 注記 3. (2)②に記載のとおりです。

b. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

・ 経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及び MOCE が著しく変動する可能性があります。

これらの前提に関する情報は注記 3. (2)②、3. (4)に記載のとおりです。

ア. 損害率、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

イ. 割引率に関する前提

(2) 会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6. 特別勘定等の資産に関する事項

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第 199 条で準用される同法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7. 重要な後発事象に関する事項

該当する事項はありません。

外国証券の種類別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	—	—	—	—
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提 の更新	経済前提の 更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCE の額 を除く)
保険負債	4,129	133	△ 1,030	△ 61	△ 422	2,748
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	4,129	133	△ 1,030	△ 61	△ 422	2,748
未経過責任に係る保険負債	2,886	78	△ 1,119	△ 32	△ 385	1,425
財物保険類似	1,926	73	△ 938	△ 10	△ 229	820
自動車保険類似	752	2	△ 98	△ 20	△ 155	481
賠償責任保険類似	132	0	△ 51	△ 1	△ 1	78
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	0	—	△ 0	△ 0	△ 0	0
その他保険	74	0	△ 30	△ 0	0	44
既経過責任に係る保険負債	1,242	55	89	△ 28	△ 36	1,322
財物保険類似	341	0	14	△ 3	—	352
自動車保険類似	706	—	47	△ 21	△ 36	695
賠償責任保険類似	177	55	22	△ 3	—	251
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	18	0	4	△ 0	—	22
再保険回収額	—	133	△ 44	△ 1	△ 213	△ 126
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	133	△ 44	△ 1	△ 213	△ 126
未経過責任に係る保険負債	—	78	△ 44	△ 1	△ 213	△ 181
財物保険類似	—	73	△ 40	△ 1	△ 186	△ 153
自動車保険類似	—	2	△ 2	△ 0	△ 18	△ 18
賠償責任保険類似	—	0	△ 0	△ 0	△ 6	△ 5
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	0	△ 0	△ 0	△ 3	△ 3
既経過責任に係る保険負債	—	55	—	△ 0	—	55
財物保険類似	—	0	—	△ 0	—	0
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	55	—	△ 0	—	54
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	0	—	△ 0	—	0

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(単位：百万円、%)

感応度分析 (単体ベース)								
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の 数値	円金利 50 ベース・ ポイント 上昇	円金利 50 ベース・ ポイント 下降	米ドル金 利 50 ベ ース・ポ イント上 昇	米ドル金 利 50 ベ ース・ポ イント下 降	円 金 利 UFR50 ベ ース・ポ イント下 降	株式・ 不動産 10%下落	為替 10% 円高
ソルベンシー・マージン比率	248.1%	1.1%	-1.3%	—	—	—	—	—
適格資本の額	3,229	13	△ 15	—	—	—	—	—
総資産	7,328	△ 0	1	—	—	—	—	—
保険負債の額 (MOCE を除く)	2,749	△ 21	21	—	—	—	—	—
現在推計を超える マージン(MOCE)の額	50	4	0	—	—	—	—	—
非保険負債の額	1,293	4	△ 6	—	—	—	—	—
純資産の額	3,236	13	△ 15	—	—	—	—	—
所要資本の額	1,301	△ 0	0	—	—	—	—	—
生命保険リスクの額	—	—	—	—	—	—	—	—
市場リスクの額	599	△ 0	0	—	—	—	—	—

(注) シナリオ「ニ. 米ドル金利 50 ベース・ポイント上昇」から「チ. 為替 10%円高」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1%未満であるため、記載を省略しております。

ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項

(2025 年度末)

1. 子会社株式に係る特例手法の適用
子会社株式に係る特例手法の適用はありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

(1) 割引率

リスクフリー・レート of イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

日本円

主な商品分類	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
全ての商品	一般バケット	1.899%	2.490%	3.013%	3.579%

(2) 保険負債の計算において考慮した非経済前提の設定方法

- ・将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は保険種類別に設定し、合理的と考えられる観察期間の中の実績を反映しております。
なお、解約率については長期火災契約にのみ反映しております。
- ・それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

(1) マネジメント・アクション

所要資本の計算において、マネジメント・アクションは考慮しておりません。

(2) プロポーショナルリティ原則

所要資本の計算において、以下のプロポーショナルリティ原則を適用しております。

①信用リスクにおける再保険エクスポージャー

- i. 再保険回収額および所要資本の減額（巨大災害リスク削減）については、再保険料収入の割合によって各カウンターパーティへ按分しました。
- ii. 当社本社を介した再保険貸借については、再保険料収入の割合によって各カウンターパーティへ按分しました。

②巨大災害リスクにおける、二次的ペリルおよびこれらによる間接的な損害の取り扱い

重要性と実務負荷を踏まえて、二次的ペリルおよびこれらによる間接的な損害は明示的に算出しておりません。

(3) 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用はありません。

(4) 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用はありません。

(5) 内部モデル手法の適用

内部モデル手法の適用はありません。

(6) 内部割引率手法の適用

内部割引率手法の適用はありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及び単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。

検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、当社日本における代表者（以下、「経営」）へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても

経営にて承認を得て、社内規程等に定めております。経営は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。



NEW INDIA ASSURANCE

दि न्यू इन्डिया एश्योरन्स कंपनी लिमिटेड
The New India Assurance Co. Ltd

2026年9月発行

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
(ニューインディア保険会社)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル22階

TEL:03-5326-7396(代表)

本冊子は、保険業法第199条に準用する同法第111条に基づいて作成した資料です。